

第5次
岐阜県環境基本計画

平成28年3月

岐阜県

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

目 次

第1部 計画の基本的事項

1 策定の趣旨	1
2 計画の役割	1
3 計画の期間	1

第2部 岐阜県の環境を取り巻く現状

1 社会情勢の変化	2
2 本県の環境に関する状況	9

第3部 計画の全体像

1 計画の基本理念	2 3
2 計画を推進する施策の体系	2 4
3 平成32（2020）年度までの目標	2 5

第4部 今後の環境施策の具体的な展開

1 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり

(1) 環境に配慮した自主的行動の促進	2 8
(2) 環境社会を担う人材の育成	2 9
(3) 活動主体の連携と協働の推進	3 0

2 地球温暖化を防止する

(1) 温室効果ガス排出削減の取組みの推進	3 1
(2) 二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進	3 2
(3) 地域資源を活かした再生可能エネルギーの積極的な利活用	3 3
(4) 一人ひとりが実践できる取組みの浸透	3 3

3 資源が循環される社会を築く

(1) 廃棄物の発生抑制	3 4
(2) 廃棄物の適正処理の推進	3 5
(3) 再資源化の促進	3 5

4 ふるさとの自然を守り共生する

(1) 豊かな自然環境の保全	3 6
(2) 野生鳥獣被害への総合的な対策	3 7
(3) 自然とのふれあいと活用	3 8

5 安全で健やかな生活環境で暮らす

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 良好な生活環境の保全 | 3 9 |
| (2) 自然災害に強い県土の整備 | 4 0 |
| (3) 美しい景観の保全と創出 | 4 1 |

第5部 計画の効果的な推進

- | | |
|------------------|-----|
| 1 計画の推進体制等 | 4 2 |
| 2 目標指標（再掲） | 4 2 |

参考資料

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 岐阜県環境基本条例 | 4 5 |
| 2 計画の策定経過 | 5 0 |
| 3 岐阜県環境審議会委員名簿 | 5 1 |
| 4 用語解説 | 5 2 |

第1部 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

- 本計画は「岐阜県環境基本条例」（平成7年岐阜県条例第9号）第10条の規定に基づき、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。
- 平成23（2011）年度に策定した「第4次岐阜県環境基本計画」では、「人と自然が共生する豊かで美しい岐阜県」「持続的発展が可能な岐阜県」を基本目標とし、平成27（2015）年度までの5年間を対象に、各施策に取り組んできました。
- この間、近年では、全国的に短時間強雨や土砂災害の頻度が増加するなど、自然環境の悪化や地球温暖化の影響と考えられる自然災害への懸念が高まっています。また、東日本大震災を契機とするエネルギー需給問題など、新たな課題も生じています。

さらに、本県の人口は国勢調査によると平成12（2000）年をピークに減少傾向が続いており、人口減少社会における持続可能な社会のあり方を示す必要があります。
- こうした、新たな課題や社会動向の変化などに対応し、本県における豊かで快適な環境を実現する施策の基本方針とするため、「第5次岐阜県環境基本計画」を策定します。

2 計画の役割

本計画は次の役割を果たします。

- 「岐阜県長期構想」に示されている『「清流の国ぎふ」づくり』の具体化を図る計画であり、環境の保全と創造に関する個別計画の基本となる計画
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第8条に規定する岐阜県の行動計画を包含する計画

3 計画の期間

- 平成28（2016）年度を初年度とし、平成32（2020）年度を目標年度とする5ヵ年計画とします。

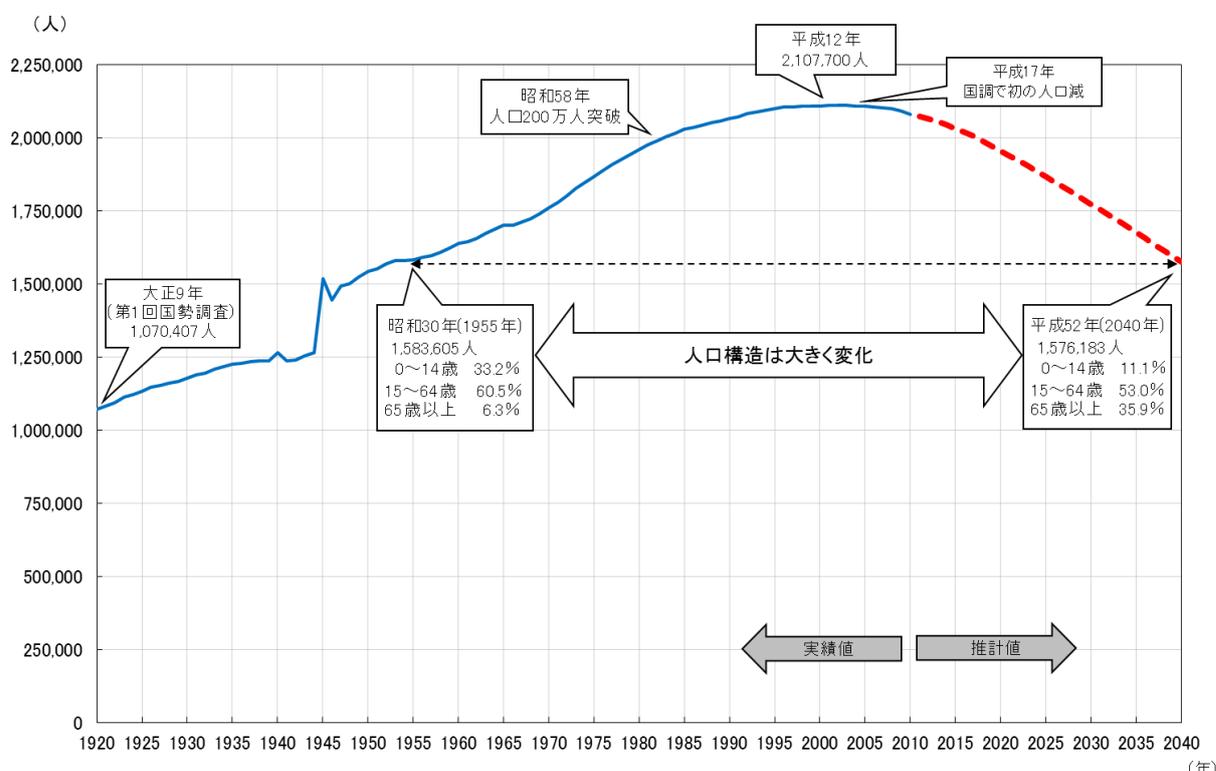
第2部 岐阜県の環境を取り巻く現状

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少・高齢化社会の到来

- 本県の人口は、国勢調査によると平成12（2000）年の約210万8千人をピークに減少傾向にあります。平成26（2014）年の人口は約204万2千人（同年10月1日現在。岐阜県人口動態調査結果）であり、平成12（2000）年に比べ6万6千人の減少となっています。
- 岐阜県長期構想中間見直しに当たって行った分析では、現在の人口動態の傾向が続くと仮定すると、本県の人口は平成52（2040）年には約157万6千人まで減少すると見込まれています（平成12（2000）年比で約53万2千人の大幅減）。
- また、平成52（2040）年時点の人口を過去の人口規模と比較すると、昭和30（1955）年の規模に相当しますが、その人口構造は大きく変化し、65歳以上人口が約36%を占める一方、0～14歳人口は約11%と大きく低下し、年齢構成は全く逆転しています（図表1）。

【図表1】 本県人口の推移と将来の見通し

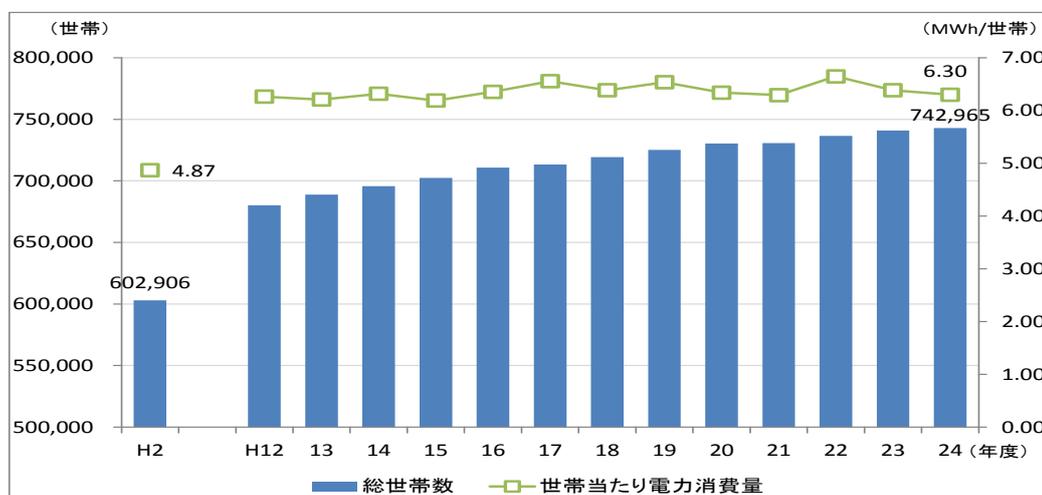


出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部会作成

- 人口が減少すると、環境に与える負担が軽減されていくという見解もあります。しかしながら、本県の世帯数は、核家族化や単独世帯の急増等に伴って増加傾向にあり、地球温暖化に影響する1世帯当たりの電力消費量は、国勢調査で初の人口減少となった平成17（2005）年以降も横ばいで推移しています（図表2）。また、家庭部門における電力消費量についても、人口が減少傾向となっているのに対して、微増傾向となっています（図表3）。

このように、必ずしも人口減少に比例して環境に与える負担が軽減していくとはいえません。また、森林や田畑などの自然環境を保全管理する担い手の減少も懸念され、人口減少と人口構造の変化は、今後の環境保全の取組みにも大きな影響を及ぼすと考えられます。

【図表2】 県内の世帯数及び世帯当たり電力消費量の推移



出典：岐阜県環境生活部調べ

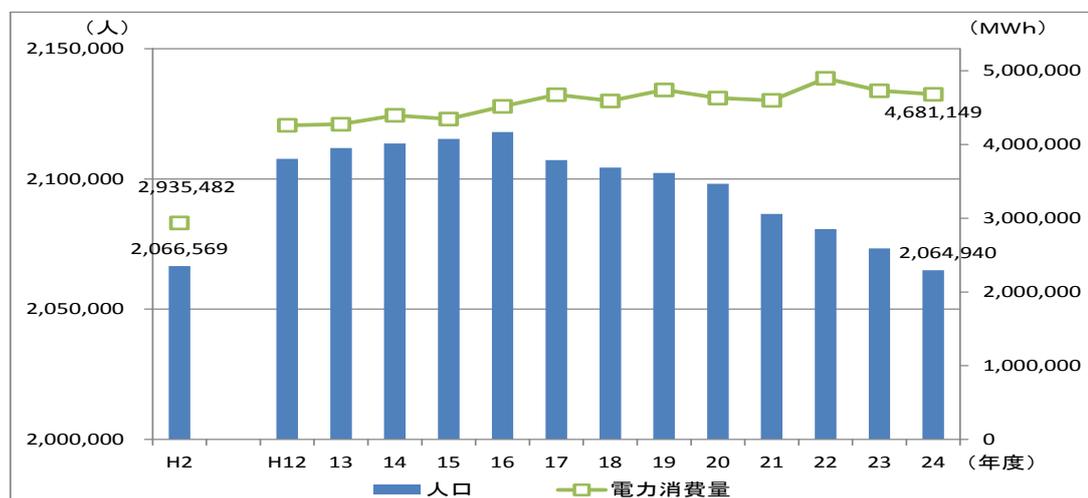
【図表3】 県民1人当たり電力消費量、本県人口及び電力消費量の推移（家庭部門）

県民1人当たり電力消費量 (kWh/人)

H2年度	H12年度	H15年度	H17年度	H20年度	H22年度	H23年度	H24年度
1,420	2,020	2,050	2,220	2,210	2,350	2,280	2,270

※1,000kWh（キワットアワー）は、県内1世帯当たりの電力使用量の約2ヵ月分に相当。

※1,000kWhは、1MWh（メガワットアワー）。

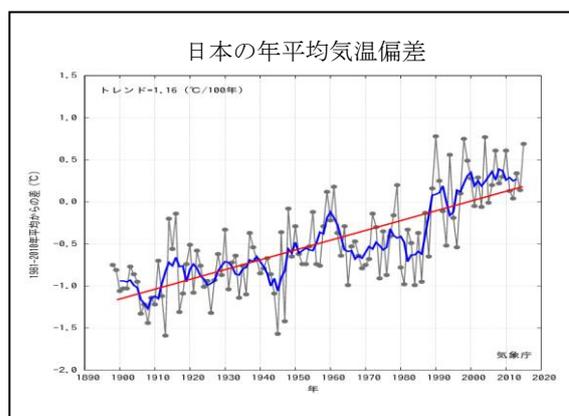
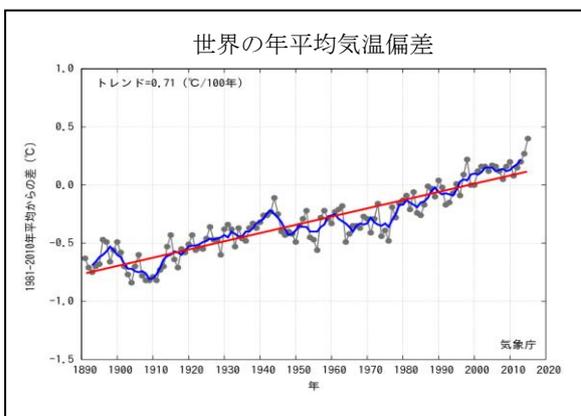


出典：岐阜県環境生活部調べ

(2) 進行する地球温暖化

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、平成26（2014）年にとりまとめた第5次評価報告書統合報告書において「気候システムの温暖化については疑う余地はない」と報告しています。平成27（2015）年11月には、国際的な取組みを進めるため、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、条約加盟の全196の国・地域が温室効果ガスの削減に取り組む「パリ協定」が採択されました。
- 今もなお、地球温暖化は世界規模で進行しており、世界の年平均気温は、長期的には100年あたり約0.71℃の割合で上昇しています（図表4）。また、日本の年平均気温は、長期的には100年あたり約1.16℃の割合で上昇しています（図表5）。

【図表 4、図表 5】世界及び日本の年平均気温偏差

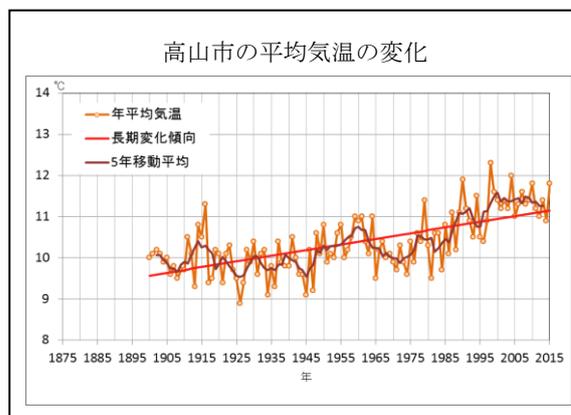
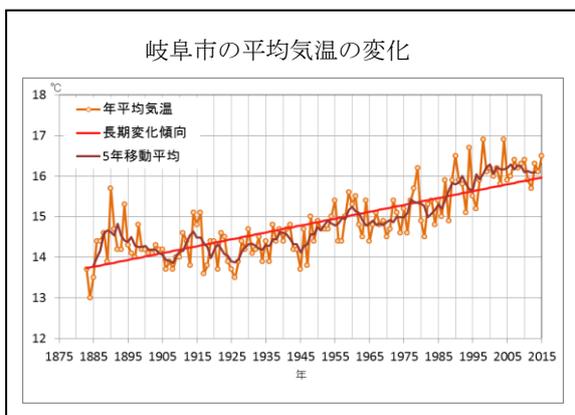


- のある線は各年の基準値からの偏差を示している。
- 曲線は偏差の5年移動平均、直線は長期的な変化傾向を示す。
- 基準値は1981～2010年の30年平均値。

出典：気象庁ホームページ

- 本県においても、100年あたりの年平均気温の変化をみると、岐阜市で約1.7℃、高山市でも約1.4℃の割合で上昇しており、それぞれ日本の100年あたりの年平均気温の上昇の割合（約1.16℃）を上回っています（図表6、図表7）。

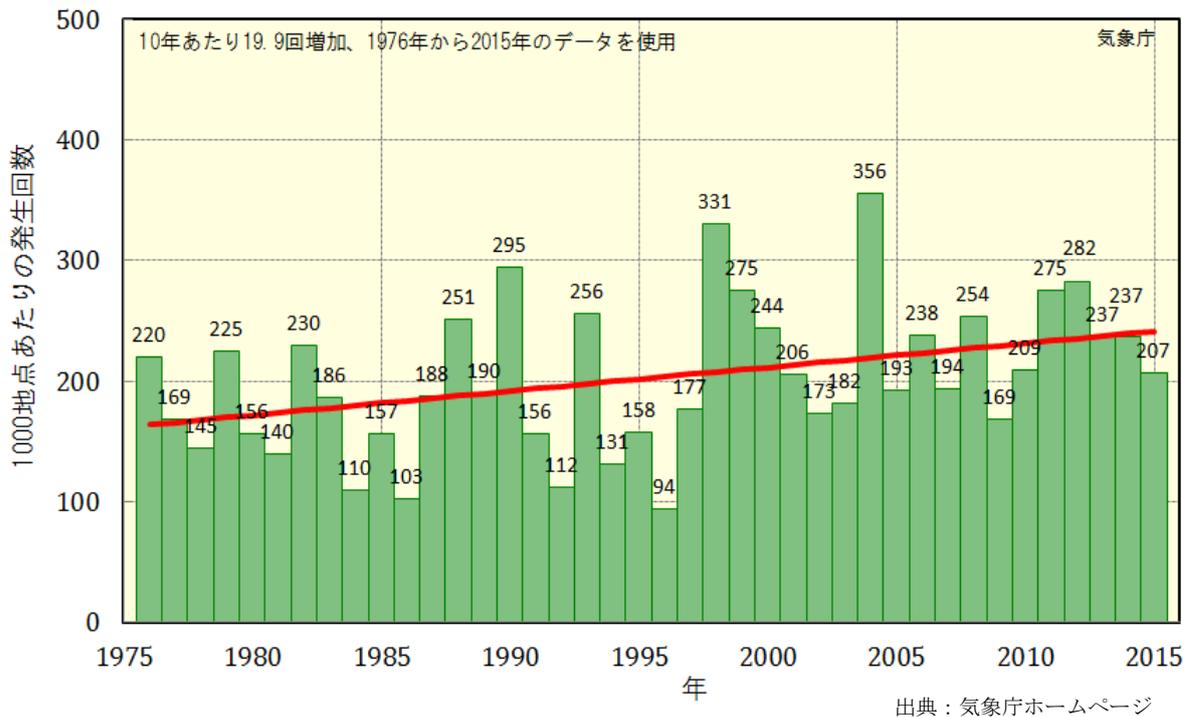
【図表 6、図表 7】岐阜市及び高山市の平均気温の変化



出典：岐阜地方気象台調べ

- こうした長期的な気温の上昇は、気象現象にも影響すると考えられています。我が国では、気温の上昇により大気中の水蒸気も増え、水蒸気が多い分、雨が降る傾向となり、アメダスで観測された1時間降水量（毎正時における前1時間降水量）が50mm以上（非常に激しい雨）となる短時間強雨の頻度は増加傾向が明瞭に現れています。（図表8）。

【図表 8】 [アメダス]1 時間降水量 50 mm以上の年間発生回数



- ・アメダス地点で1時間降水量が50mm以上となった年間の発生回数（1,000地点あたりの発生回数に換算）。
- ・直線は期間にわたる変化傾向を示す。

（3）東日本大震災による影響

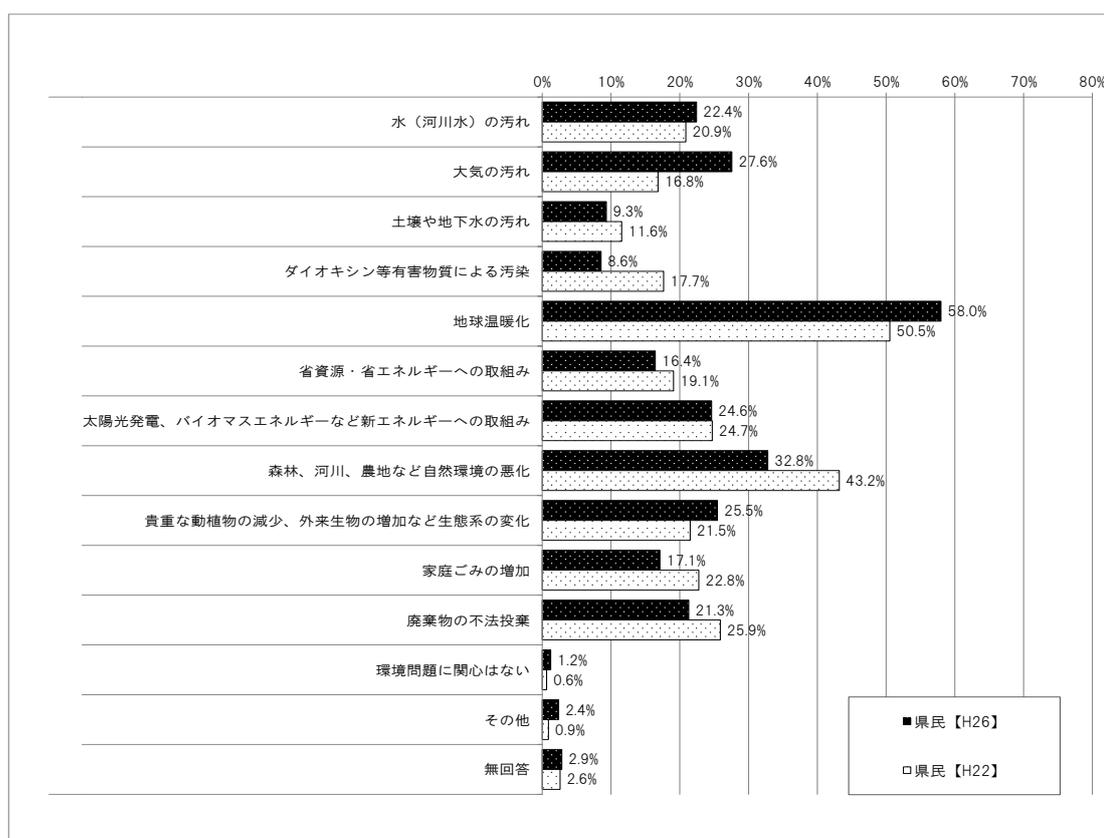
- 平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災は、豊かな恵みをもたらす自然が、時として大きな脅威となることを示しました。また、原子力発電所事故に起因する放射性物質の拡散、電気・水などのライフラインの分断による日常生活や経済活動への影響など、多くの爪あとを残し、今もなお、社会・経済活動に大きな影響を与えています。
- これを機に、大量の資源、エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直し、再生可能エネルギーの導入が加速化するなど、持続可能な社会へと転換していく必要性が再認識されるようになりました。

(4) 県民・環境関連団体の意識 (H22との比較)

○ 平成26(2014)年に県民及びNPOなど環境関連団体を対象とした環境意識に関する調査を実施しました。

その結果、県民の最も関心の高い環境問題は「地球温暖化」となり、58.0%が関心を持っており、前回調査(平成22(2010)年)から7.5%増加しました。これは、猛暑日や大雨の発生回数の増加など、地球温暖化の影響として考えられる現象を身近に感じる機会が増えたことが要因の一つと考えられます(図表9)。

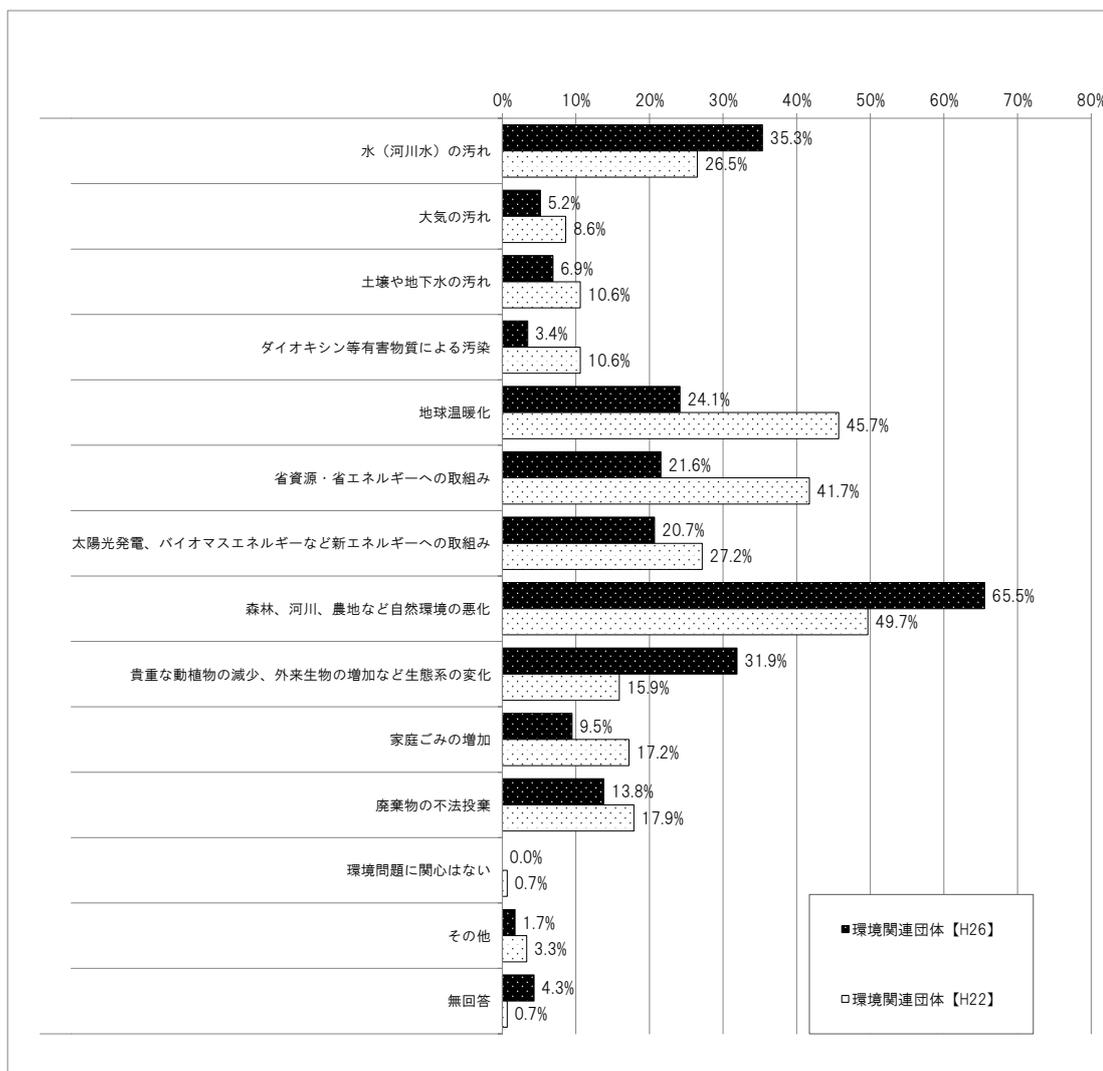
【図表9】関心がある環境問題(県民)



出典：岐阜県「環境に関する県民等意識調査結果報告書」

- 環境関連団体の最も関心の高い環境問題は「森林、河川、農地など自然環境の悪化」で65.5%となり、前回調査（平成22（2010）年）から15.8%増加しました。これは、森・川・里・海が一体となった自然環境の保全に参加する団体が増え、自然環境の変化を実感する機会が増えたことによるものと考えられます（図表10）。

【図表 10】 関心がある環境問題（環境関連団体）

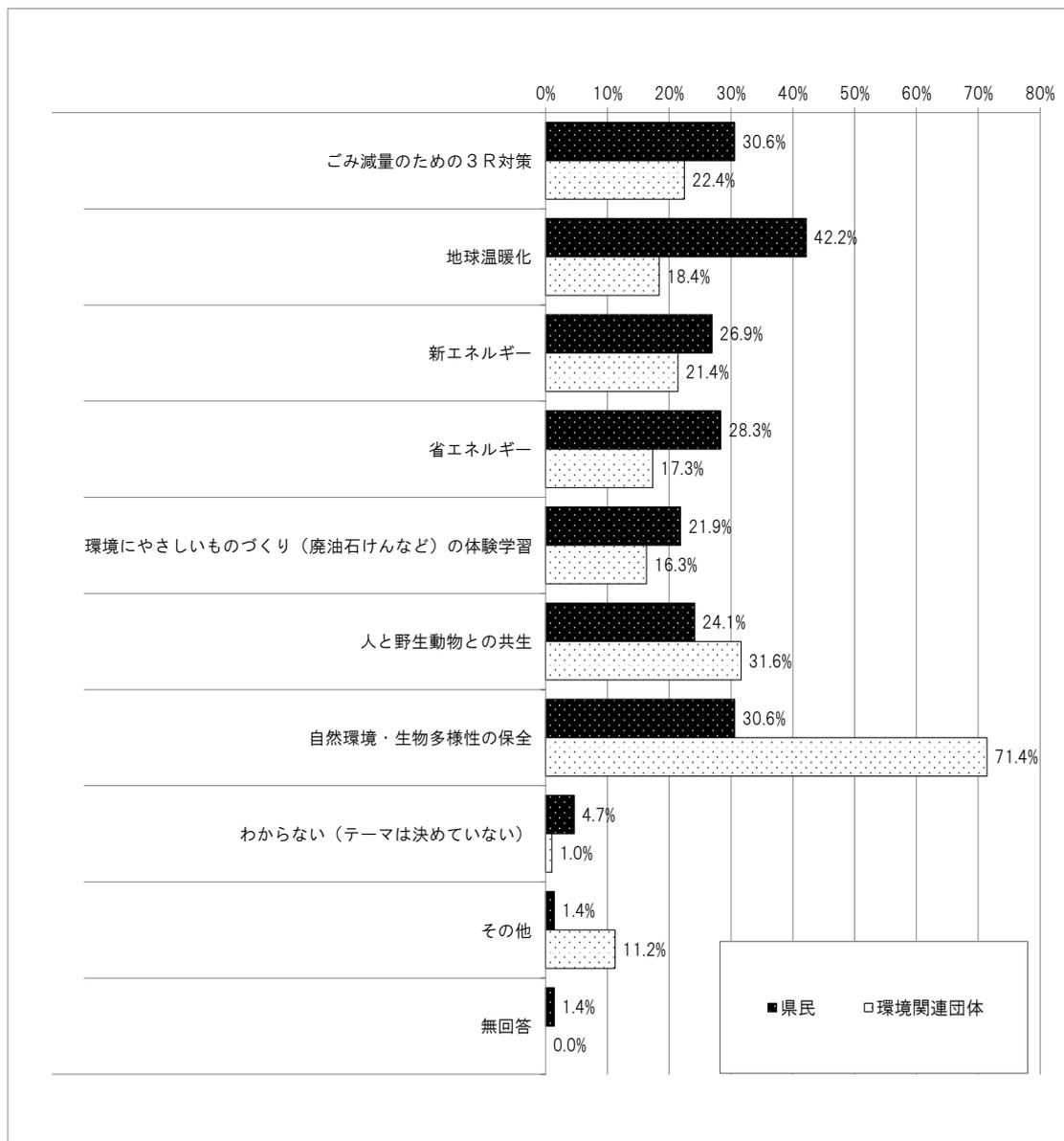


出典：岐阜県「環境に関する県民等意識調査結果報告書」

○また、「学習、活動してみたいと思うテーマ」について、県民は「地球温暖化」が42.2%と最も多くなりました。地球温暖化に対する関心の高さに加えて、その解決のための自主的な取り組みが必要であると考えていることがうかがえます。

一方、環境関連団体は「自然環境・生物多様性の保全」が71.4%と、他の項目に比べて突出して高くなりました（図表11）。

【図表 11】 学習、活動してみたいと思うテーマ（県民、環境関連団体）



出典：岐阜県「環境に関する県民等意識調査結果報告書」

2 本県の環境に関する状況

(1) 環境教育・環境保全活動の推進

【環境教育の展開】

- 平成22（2010）年6月、全国で初めて河川を舞台とした「全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」が本県で開催され、これを契機に、森・川・海が一体となった自然環境の保全に対する県民の意識が高まりました。
- この機会をとらえて、例えば、小学校においては、「総合的な学習の時間」を中心に、田畑や川など身の回りの自然を題材とした授業を実施し、身近な環境に親しみながら豊かな人間性や生きる力の育成に取り組んでいます。
また、地域団体においては、環境に関するまちづくりなどをテーマに、企業においては企業活動における環境保全の取り組みなどをテーマとして、それぞれ自主的な環境教育が実施されています。
- 県は、こうした環境教育を実施する各主体に講師を派遣し、環境に関連した工作教室や、環境と地域社会とのつながりをテーマとした講座などを実施していますが、参加者数は平成22（2010）年度の約1万人をピークに、近年では、減少傾向にあります（図表12）。

【図表 12】 県の環境教育に関する出前講座の実施回数と参加者数



出典：岐阜県環境生活部調べ

【清流の国ぎふ森林・環境税の導入と活用】

- 豊かな自然環境の保全と再生のために新たに行う森林・環境施策の財源として、平成24（2012）年度から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入しました。
- 同税を活用して様々な環境教育事業を実施するとともに、県民協働により行われる河川清掃活動などの環境保全活動を支援しています（図表13、図表14）。

【図表 13】 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した主な環境教育事業と実績

事業名	内容	H24～H26実績
上流域と下流域の交流事業	親子を対象とした自然体験等を行うツアーの実施による、上流域と下流域の環境に関する理解醸成	ツアー46回
森と木と水の環境教育推進事業	子どもを対象とした森や木、川に関する環境教育の実施による、将来を担う人づくりの推進	327校
生物多様性に配慮した地域づくり普及促進事業	シンポジウム等の開催による生物多様性保全の普及と意識の向上	7回

【図表 14】 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した主な環境保全活動の支援と実績

事業名	内容	H24～H26実績
流域清掃活動推進事業	流域協働による河川清掃の支援	3流域
清流の国ぎふ地域活動支援事業	森づくり、川づくり等の環境保全活動を行う団体等への支援	35団体 (環境分野)
エコツーリズム促進事業	エコツーリズムに取り組む団体等への支援	14団体

- 「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用した事業については、毎年度「清流の国ぎふ森林・環境税事業評価審議会」において評価を行っているところですが、環境教育事業及び環境保全活動支援事業については概ね「一定の評価ができ、今後も推進すべき」との評価がなされています。また、実際に事業に参加された方へのアンケートでも「環境保全への意識が高まった」などの評価を得ているところです。

今後は、事業を通じた意識の向上を契機として、県民一人ひとりが環境保全に関する課題について主体的に考え、自主的に行動するための支援を行っていくことが必要です。

【今後の課題】

- ・ 県民一人ひとりが環境を守ることでできる人材となることが必要であり、子どもも大人も自主的に行動できる仕組みの構築が急務となっています。
- ・ 環境教育の担い手を育成、確保して、身近な取組みを広く伝える機会を設ける必要があります。
- ・ 地域レベルでの開催や、夜間や休日に開催するなど、誰もが環境教育に気軽に参加できる仕組みの構築が必要です。
- ・ 環境教育等に携わるNPO、各種団体、自治体間によるネットワークの構築が必要です。
- ・ 環境教育の担い手と受講する主体をつなぐコーディネーターの確保が求められています。

(2) 地球温暖化

【温室効果ガスの排出状況】

- 本県では「岐阜県地球温暖化対策実行計画」において、平成32（2020）年度までに温室効果ガスの排出量を基準年度（平成2（1990）年度）比で20%削減することを目標としています（長期的な目標は平成62（2050）年度までに基準年度比で80%削減）。
- 県内の平成24（2012）年度の温室効果ガス排出量は1,594万t-CO₂であり、基準年度比で9.2%減となっています。また、森林吸収量を加味すると1,473万t-CO₂となり、基準年度比で16%減となっています。
- このように、全体的には減少していますが、部門別にみると、基準年度比で業務部門が43.1%増、家庭部門が51.3%と大幅に増加しています（図表15）。

【図表 15】 県内の温室効果ガス排出量（CO₂換算、平成2（1990）年度比）

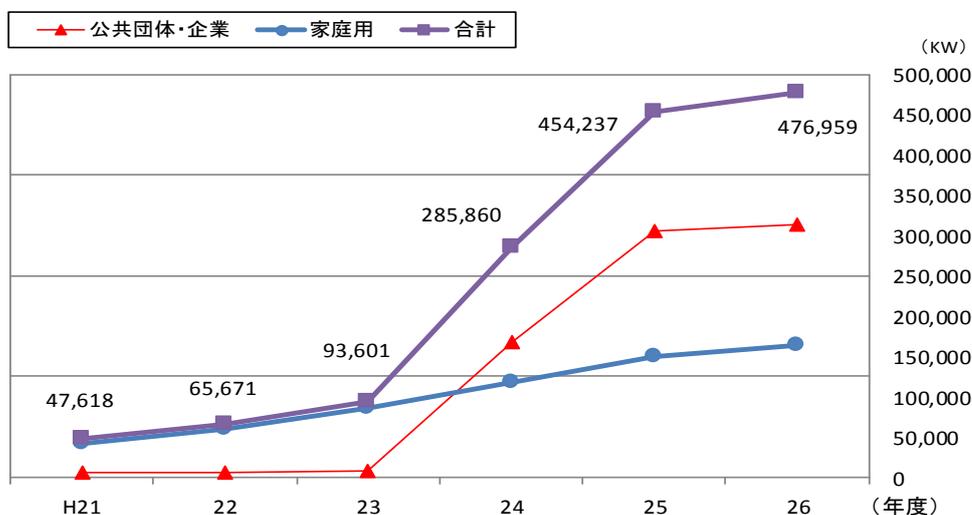
部 門	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全 体	▲8.6%	▲7.1%	▲6.0%	▲9.2%
産業部門	▲19.2%	▲21.7%	▲22.1%	▲30.2%
業務部門	+34.2%	+41.4%	+44.0%	+43.1%
家庭部門	+35.1%	+45.6%	+49.4%	+51.3%
運輸部門	▲12.3%	▲12.8%	▲14.6%	▲17.1%

出典：岐阜県環境生活部調べ

【再生可能エネルギーの導入】

- 再生可能エネルギーへの期待は、温室効果ガスの排出量の削減につながるだけでなく、原子力発電に代わる電力供給源としての視点も加わり、ますます高まっています。平成24（2012）年には再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始され、県内でも太陽光発電の導入が進んでいます（図表16）。

【図表 16】 県内の太陽光発電導入の推移



出典：岐阜県商工労働部調べ

【今後の課題】

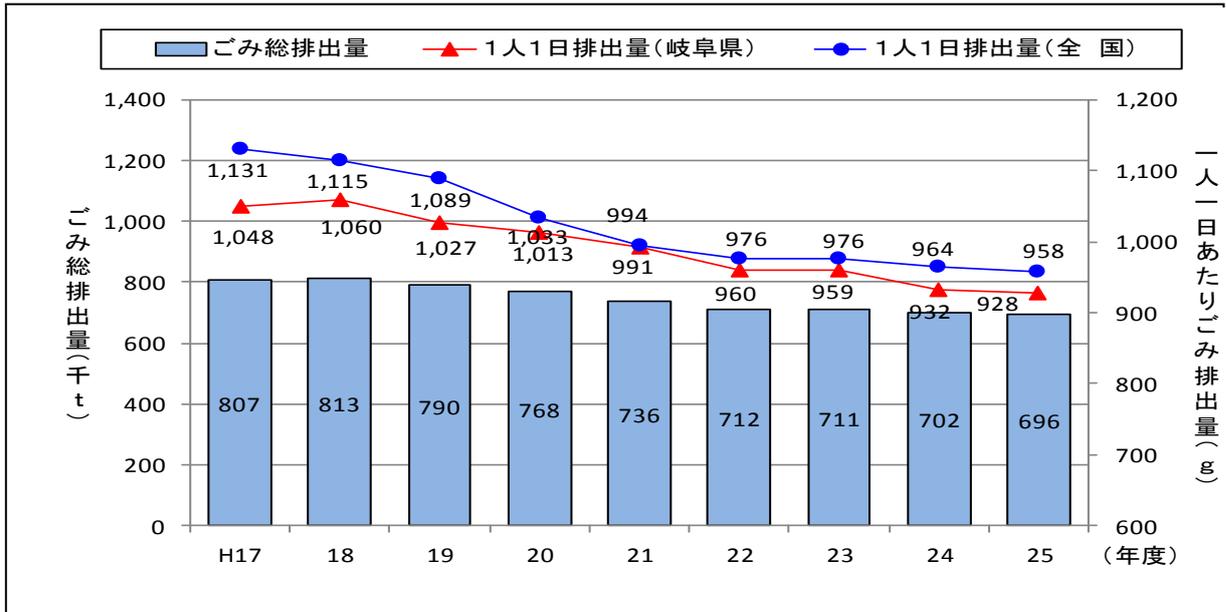
- ・地球温暖化に対する県民の関心度が非常に高いことから、県民総参加による生活に密着した省エネの取組みを展開することが効果的です。
- ・また、地球温暖化の影響は世界規模に及んでいることから、温室効果ガスの削減の取組みなどについて諸外国の地方政府と情報共有を図るなど、国際的な連携が必要となっています。
- ・豊かな水資源や森林資源など、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの積極的な導入を図るため、自治体や企業、団体など多様な主体による連携を進める必要があります。
- ・再生可能エネルギーの導入に関しては、地産地消型エネルギーシステムの確立や県内エネルギー関連産業の育成と併せて、再生可能エネルギーの創出量を一層増加していくことが求められています。

(3) 廃棄物の削減・適正処理

【一般廃棄物の状況】

- 県内の平成25（2013）年度のごみの総排出量は約69万6千tで微減傾向にあります。また、1人1日当たりの排出量は928g（全国平均は958g）となり、平成18（2006）年度以降、削減が着実に進んでいます（図表17）。

【図表 17】 県内のごみ総排出量、全国及び県内の 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

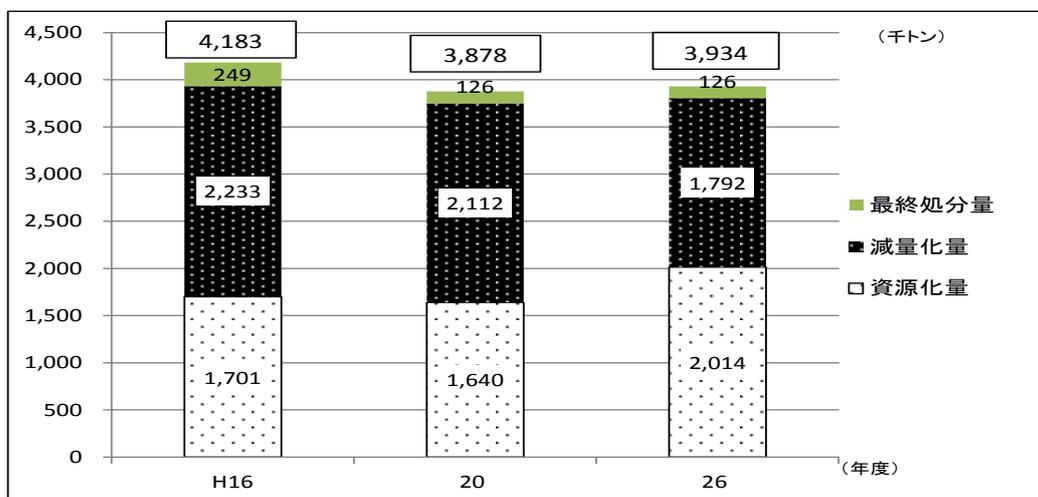


出典：岐阜県環境生活部調べ

【産業廃棄物の状況】

- 県内の平成26（2014）年度の産業廃棄物の発生量は393万4千tでした。このうち、最終処分量は、資源化率の上昇により12万6千tとなり、平成16（2004）年度に比べて半減しています（図表18）。

【図表 18】 県内の産業廃棄物の発生量の推移



出典：岐阜県環境生活部調べ

【廃棄物の適正処理の推進】

- 産業廃棄物の適正な処理を進めるため、排出事業者を対象とした啓発活動を進めるとともに、処理事業者に対する適正処理の監視と啓発を実施しています。
- 大規模な不法投棄や不適正処理事案は減少していますが、小規模な不法投棄や不適正処理事案は後を絶たないことから、不法投棄等の通報体制の整備やパトロール等の監視活動、関係機関と連携した改善指導を実施しています。

【今後の課題】

- ・資源の有効利用を推進し、循環型社会を実現するため、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））のうち、特に、ごみの発生自体を抑制するリデュースの取組みを推進する必要があります。
- ・排出事業者及び処理事業者に対する適正処理の指導を継続するとともに、適正な処理が行われるよう監視や啓発を行う必要があります。
- ・また、大規模地震などの自然災害が発生した場合の廃棄物の処理について、予めルール化しておく必要があります。

(4) 自然環境

【自然環境の保全】

- 自然環境は多様な働きをしています。特に、農業・農村においては、食料の生産の場のみならず、県土の保全、水源のかん養、人々のやすらぎを与える保健休養機能など多面的機能を有しており、平成22（2010）年の本県の農業・農村における多面的機能評価額は1,466億円/年となっています（図表19）。

【図表 19】 県の農業・農村の多面的機能評価額（平成 22（2010）年）

機 能	県評価額(億円/年)			県民一人あたり (万円/年)	全国評価額 (億円/年)
	計	平坦地域	中山間地域		
洪水防止	698	380	318	3.3	34,988
水源かん養	543	243	299	2.6	15,170
土壌浸食防止	29	9	20	0.14	3,318
土砂崩壊防止	7	4	3	0.03	4,782
有機性廃棄物処理	3	1	1	0.01	123
気候緩和	4	2	2	0.02	87
保健休養等	182	81	101	0.9	23,758
合計	1,466	721	744	7.0	82,226

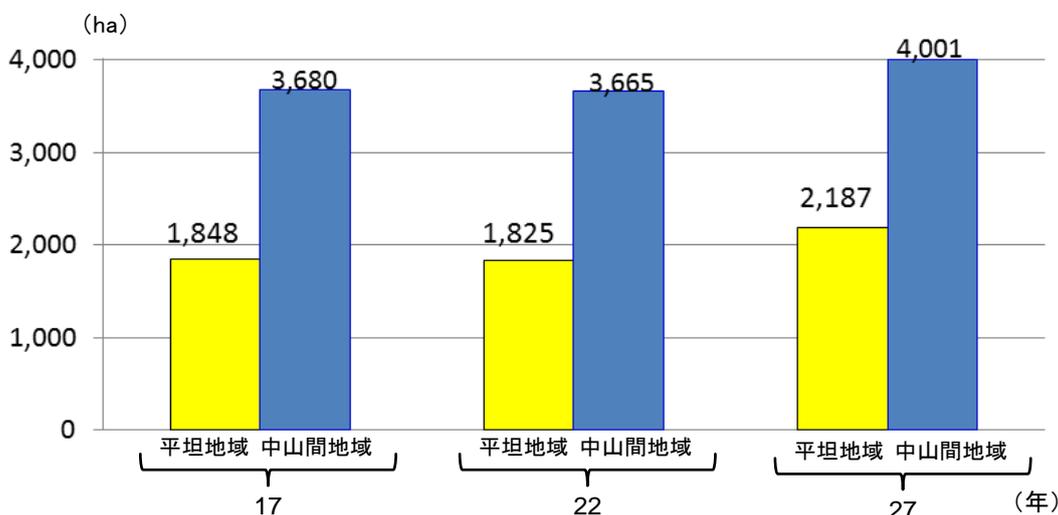
出典：岐阜県農政部調べ

- しかしながら、県内の耕作放棄地面積は平成27（2015）年で6,188haとなり、平成17（2005）年に比べ約1.1倍となりました。特に中山間地域では、平成27（2015）年で4,001haとなり、平坦地域の約1.8倍に匹敵しています（図表20）。

田畑などの保安全管理が行き届かなくなると、農業・農村における多面的機能の低下を招くことが懸念されます。

また、森林では、マツ枯れやナラ枯れなど病害虫による被害のほか、ニホンジカやツキノワグマ等の野生生物による皮はぎ被害が県内各所で見られるようになっており、水源かん養機能や土砂崩壊防止機能といった森林の多面的機能の発揮に重大な影響を与える恐れもあります。

【図表 20】 県内の耕作放棄地面積の推移



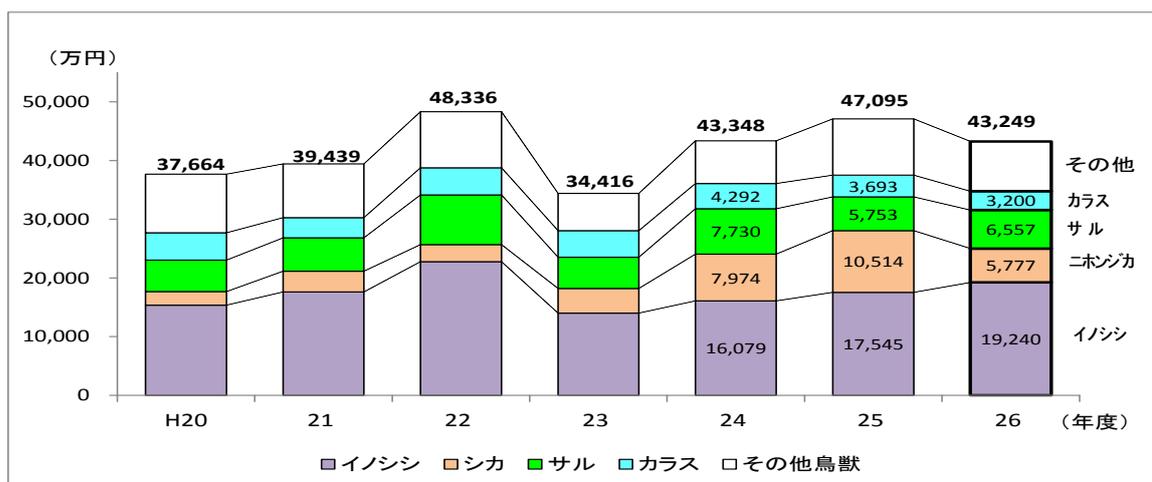
出典：農林業センサス

【野生鳥獣による影響】

○ 本県は、海拔0mの平野から3,000mを超える山岳地までを有しているなど変化に富んだ自然環境に恵まれていることから、鳥類は300種以上、ほ乳類は50種以上が生息する豊かな生態系を構成しています。

その一方で、カラスやニホンジカ、イノシシなど、一部の野生鳥獣による農作物被害額は平成20（2008）年度の約3億8千万円から平成26（2014）年度は約4億3千万円へと増加し、深刻な問題となっています（図表21）。

【図表 21】 県内の野生鳥獣による農作物被害額の推移

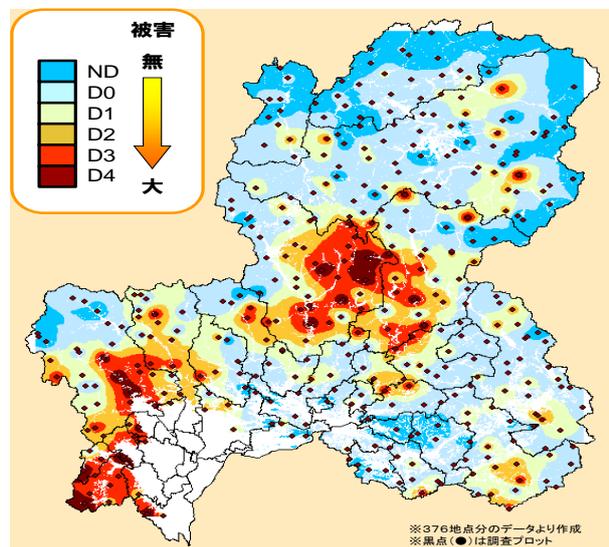


出典：岐阜県農政課調べ

○ 野生鳥獣による被害は農作物への被害のみにとどまらず、近年では、ニホンジカの食害による森林の下層植生（草本やササ類、低木等）の衰退と、それに伴う生態系への影響（山地の裸地化、希少な植物の減少等）が懸念されています。平成25（2013）年7月から平成26（2014）年10月までの期間で県内の落葉広葉樹林の下層植生の状況を調査したところ、西濃及び中濃地域の衰退が著しく、ニホンジカの分布が少ないとされた東濃及び飛騨地域においても被害が確認されています（図表22）。

【図表 22】 県内の森林の下層植生衰退度調査結果

SDRランク	箇所数
ND	64地点
D0	145地点
D1	50地点
D2	49地点
D3	45地点
D4	23地点
合計	376地点

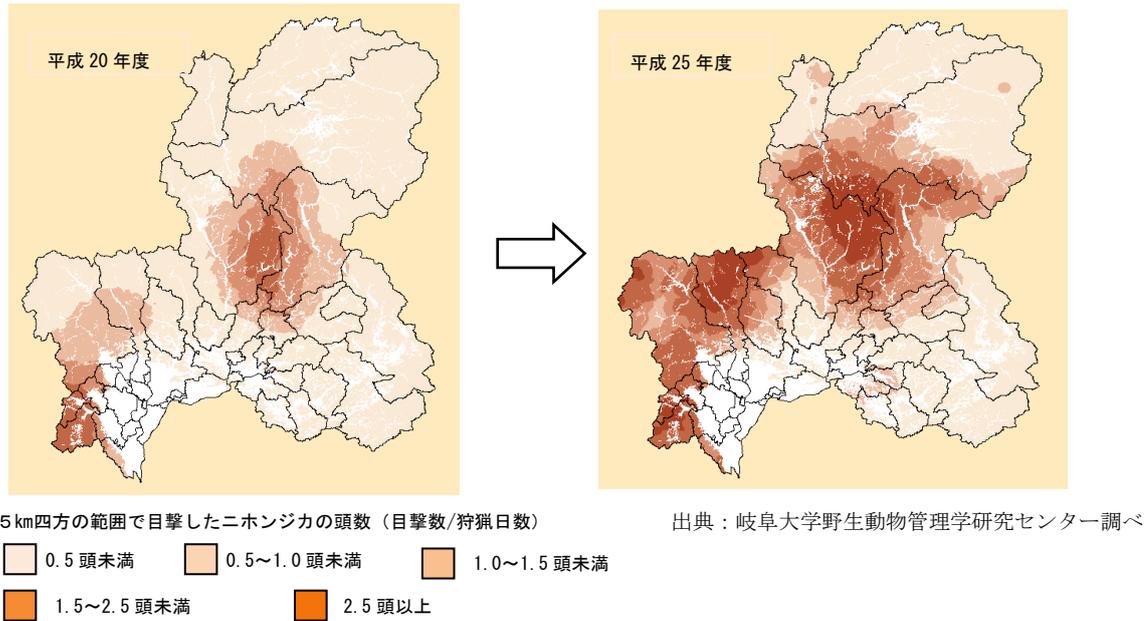


※376地点分のデータより作成
※黒点(●)は調査プロット

出典：岐阜大学野生動物管理学研究センター調べ

- 狩猟期間中（毎年11月15日から翌年3月15日まで）における狩猟者の目撃情報からもニホンジカの分布の拡大がうかがえます。平成20（2008）年度は西濃及び中濃地域を中心とした区域で分布が確認されていましたが、平成25（2013）年度にはそれぞれの地域で目撃される件数が増えたほか、目撃が少なかった地域でも件数が増えてきており、全体的には、分布が拡大、北上している傾向にあります（図表23）。

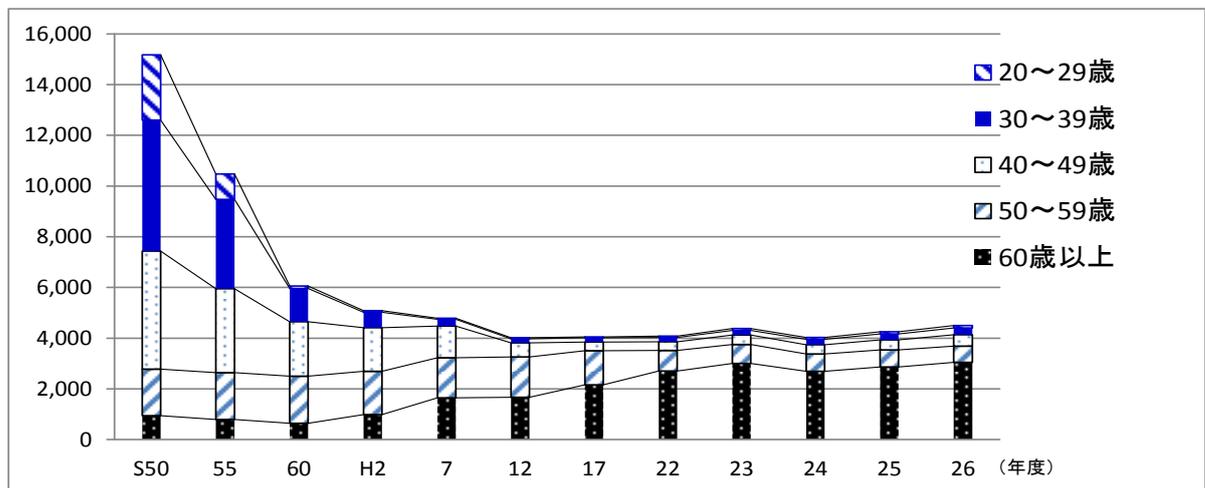
【図表 23】 狩猟者の目撃情報によるニホンジカの分布状況の推移



- 狩猟や有害鳥獣捕獲による、ニホンジカ、イノシシ等の適切な個体数の管理は、生態系のバランス維持に貢献しますが、こうした活動は狩猟免許所持者が担ってきました。

しかし、県内の狩猟免許所持者は、昭和50（1975）年度の約1万5千人と比べると、平成26（2014）年度は約4千5百人となり大幅に減少しています。また、その年齢構成も約8割の方が50歳代以上と高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が急務となっています（図表24）。

【図表 24】 県内の狩猟免許保持者（年齢別）の推移



【今後の課題】

- ・農村地域の高齢化、人口減少等により、中山間地域などを中心に耕作放棄地や手入れの行き届かない山林が増加しているため、地域の共同活動を支援し、農業・農村の多面的機能を引き続き発揮していく必要があります。
- ・ニホンジカなどの野生鳥獣による農作物等への被害が深刻化していることから、個体数や生息域の把握を行ったうえで、侵入防止柵の整備や捕獲の強化など、防護と捕獲の一体的な対策を進める必要があります。
- ・一部の野生鳥獣や特定外来生物などによる自然生態系への影響が懸念されていることから、人と自然との関わりの再構築や生物多様性の保全意識の普及を進めることが必要です。
- ・農業農村を支える担い手や、捕獲の担い手について、育成と確保を推進する必要があります。

(5) 身近な生活環境

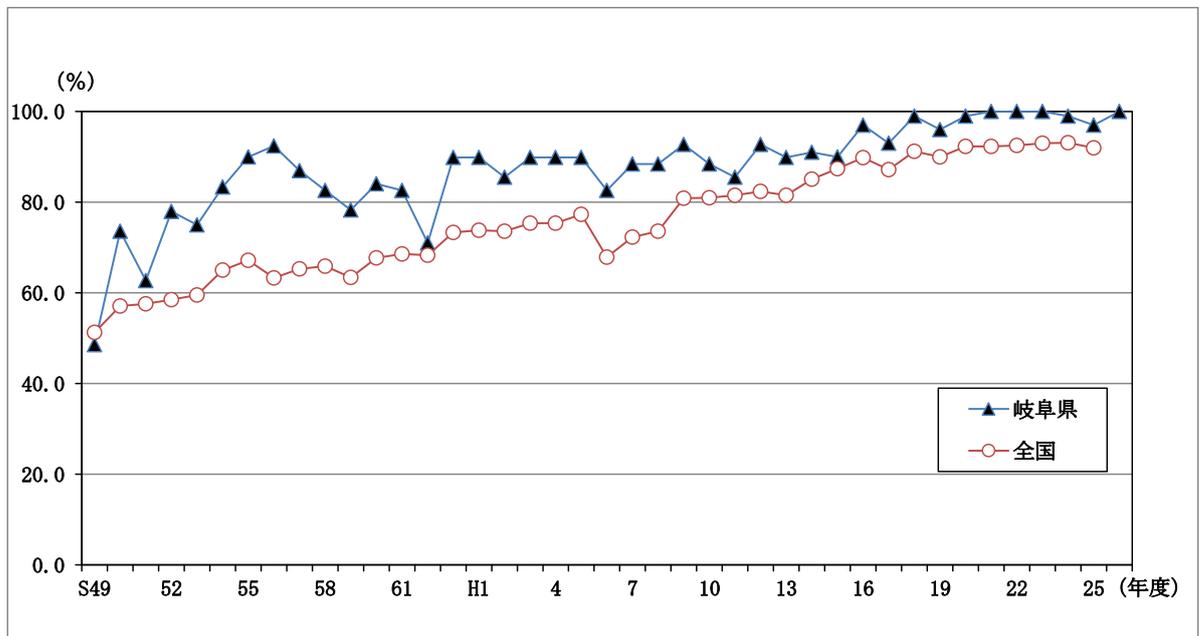
【水環境】

- 県内河川の水質は、水質環境基準の類型を指定している69水域において、概ね環境基準を達成して良好な水質が維持されています。

また、シアンやカドミウムなど、人の健康の保護に関する環境基準の項目は、すべて基準に適合しています。

生活環境の保全に関する環境基準の項目のうち、河川におけるBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率の推移をみると、全国に比べて高い水準で、かつ、長期的には改善傾向にあり、平成26（2014）年度には69水域すべてで基準を達成しています（図表25）。

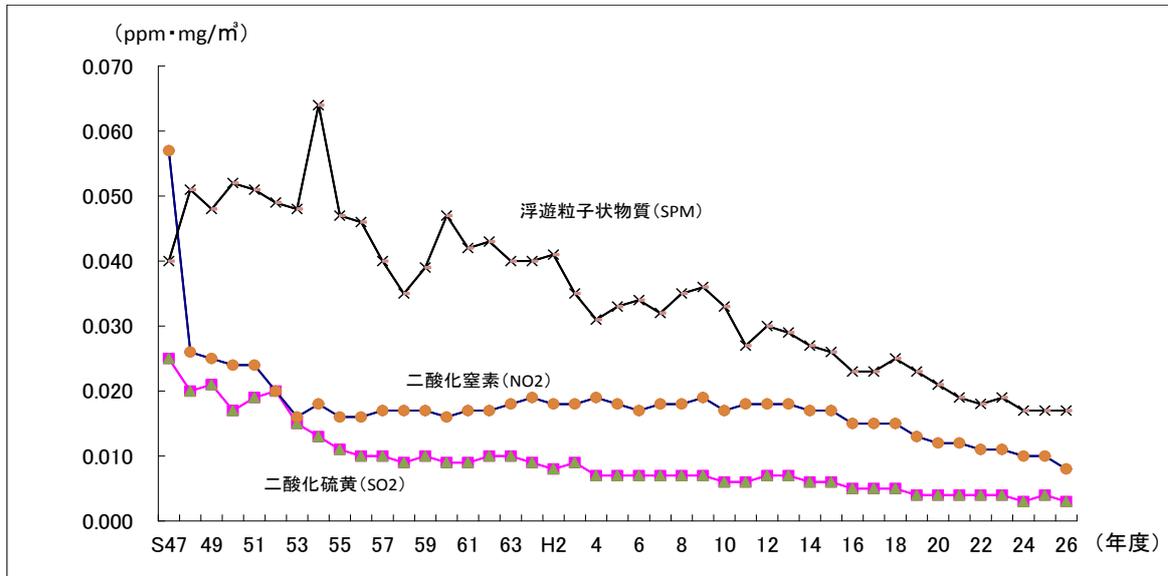
【図表 25】 県内の BOD の環境基準達成率の推移（河川）



【大気環境】

- 県内の大気汚染物質の濃度は長期的に見ても改善が図られており、平成24（2012）年度以降は、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）について、すべての測定局で環境基準を達成しています（図表26）。

【図表 26】 県内の大気汚染物質の濃度の推移（SO₂、NO₂、SPM）

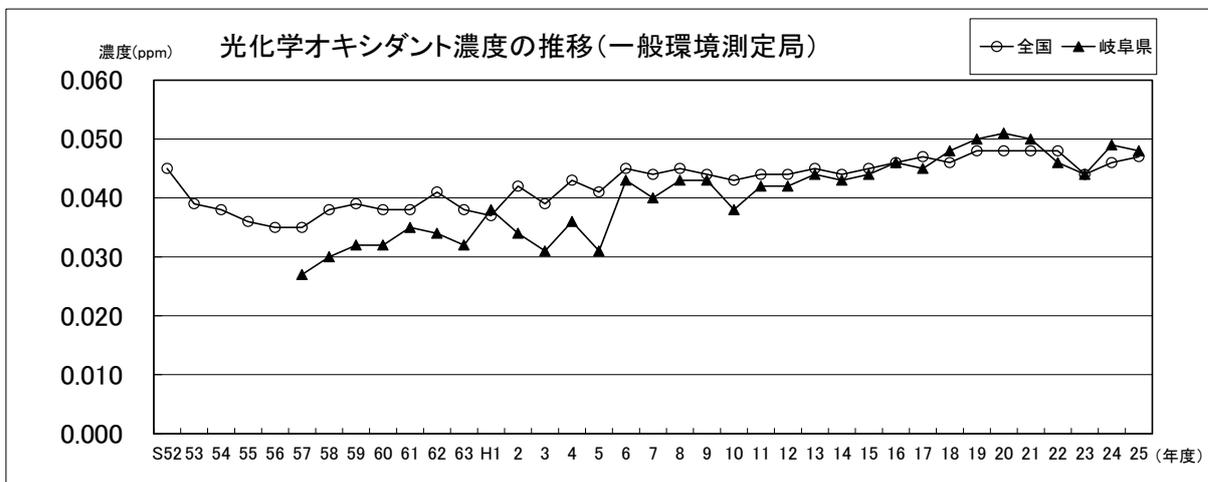


出典：岐阜県環境生活部調べ

- 大気汚染物質には、気温や日照時間等の気象影響を受けやすいとされるものがあります。

光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質とされる光化学オキシダントもその一つであり、全国及び県内の光化学オキシダント濃度は上昇傾向となっていますが（図表27）、県内では、平成24（2010）年7月に1度、光化学スモッグ注意報を発令した以降は、発令に至っていません。

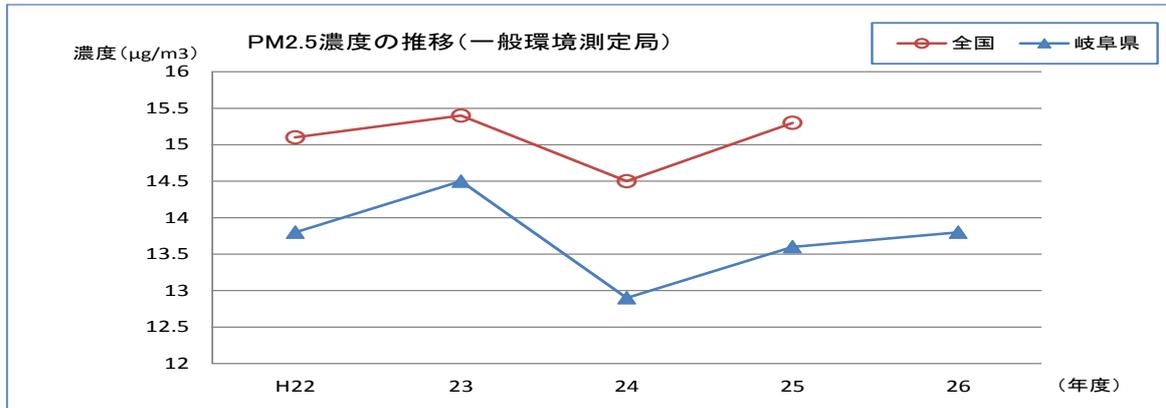
【図表 27】 全国及び県内の光化学オキシダント濃度の推移



出典：岐阜県環境生活部調べ

- また、微小粒子状物質（PM2.5）は、気象影響に加えて、東アジア地域からの飛来による影響も受けるとされていますが、県内における濃度は、平成22（2012）年度からの測定開始以降、全国を下回って推移しており（図表28）、これまで注意喚起を実施したことはありません。

【図表 28】 全国及び県内の PM2.5 濃度の推移



出典：環境省ホームページ、岐阜県環境生活部調べ

- 空間放射線量については、モニタリングポストを設置して測定値を県ホームページで常時公開しています。東日本大震災に伴う原子力発電所事故後は、県民の不安解消や安全確保の観点から、モニタリングポストを1台から12台へ増設しています（図表29）。

【図表 29】 県内の空間放射線モニタリングポスト設置場所

市町村名	設置場所	市町村名	設置場所
岐阜市	県防災交流センター	美濃市	中濃総合庁舎
各務原市	県保健環境研究所	郡上市	郡上総合庁舎
大垣市	西濃総合庁舎	多治見市	東濃西部総合庁舎
関ヶ原町	関ヶ原町役場	恵那市	恵那総合庁舎
揖斐川町	揖斐総合庁舎	高山市	飛騨総合庁舎
揖斐川町坂内	坂内測定局	下呂市	下呂総合庁舎

【今後の課題】

- ・ 水質や大気など、我々の生活を取り巻く環境に関する各種基準が遵守されるよう、国や近隣県との連携を強化するとともに、常時の監視や必要に応じた指導を引き続き行うことが重要です。
- ・ 県民の関心が高い空間放射線の測定を継続するとともに、測定値に異常が認められる場合には、国や市町村など関係機関との連携を図りながら、生活環境及び自然環境の安全の確保について迅速に対応する必要があります。
- ・ 治山事業や間伐事業等を重点的に実施し、水源地域の保全と機能強化を図ることが必要です。
- ・ 豪雨による山地災害など頻発する自然災害を防止するためには、森林の多面的機能を保全する必要があります。

第3部 計画の全体像

1 計画の基本理念

◆【基本理念】

～新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり～

- 本県の豊かで美しい「清流の国ぎふ」を自然と人間との関わりの中で維持・保全し、その恵みを新たな世代に引き継いでいく必要があります。

そのため、県民、事業者、各種団体、市町村や県など、あらゆる団体が主体となり行動することが求められています。

これを踏まえて、本計画では、次の二つの基本目標を定めます。

■【基本目標Ⅰ】

・環境に配慮する持続可能な仕組みを創る

地球温暖化やごみ問題などの諸課題に対応した社会を創り、それを発展していきます。

■【基本目標Ⅱ】

・豊かで美しい環境を守り伝える人を育てる

暮らしと環境との関わりについて、理解と認識の浸透を図りながら、新たな世代へ引き継ぐ担い手を育てます。

- 県では、平成26（2014）年1月に、「清流の国ぎふ」の基本理念となる「清流の国ぎふ憲章」を定めました。

憲章では、「清流の国ぎふ」づくりを進めていくに当たって、清流がもたらす様々な恵みを知り・学び（知）、その恵みに感謝しつつも、現状に甘んじることなく、清流の恵みを生かして、新たな創造と発信に努め（創）、それを次世代に守り伝えていく（伝）、という、3つの基本理念をまとめました。

本計画においても、「知・創・伝」に基づく5つの基本方針に沿った取組みを推進します。

■【5つの基本方針】

【知】：1. 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり

【創】：2. 地球温暖化を防止する

：3. 資源が循環される社会を築く

【伝】：4. ふるさとの自然を守り共生する

：5. 安全で健やかな生活環境で暮らす

2 計画を推進する施策の体系

- ・5つの基本方針に沿った施策を展開し、「知・創・伝」の取組みを相互に連携、発展させ、持続可能な「清流の国ぎふ」を築き、新たな世代へと伝えます。

1. 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり

- (1) 環境に配慮した自主的行動の促進
- (2) 環境社会を担う人材の育成
- (3) 活動主体の連携と協働の推進

知

5. 安全で健やかな生活環境で暮らす

- (1) 良好な生活環境の保全
- (2) 自然災害に強い県土の整備
- (3) 美しい景観の保全と創出

伝

2. 地球温暖化を防止する

- (1) 温室効果ガス排出削減の取組みの推進
- (2) 二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進
- (3) 地域資源を活かした再生可能エネルギーの積極的な利活用
- (4) 一人ひとりが実践できる取組みの浸透

創

4. ふるさとの自然を守り共生する

- (1) 豊かな自然環境の保全
- (2) 野生鳥獣被害への総合的な対策
- (3) 自然とのふれあいと活用

3. 資源が循環される社会を築く

- (1) 廃棄物の発生抑制
- (2) 廃棄物の適正処理の推進
- (3) 再資源化の促進

3 平成32（2020）年度までの目標

- 本計画の目標の実現に向けては、本県の特徴や地域特性に応じた、総合的な施策展開を図っていくことが必要です。
- その施策展開の目標として、平成32（2020）年度を目標年次とした「目標指標」を各取組分野で設定し、その達成に向けた施策を集中的に進めることとします。

1. 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり

項目	基準値 (H26 年度末)	目標値 (H32 年度末)
小学校における副読本の活用率	87.2%	100%
環境教育への参加		
・環境教育出前講座参加者数	6,570 人	7,500 人
・生物多様性に関する講習等参加者数(累計)	1,015 人	3,000 人
・木育教室・緑と水の子ども会議参加者数	6,007 人	6,600 人
・田んぼの学校活動事業実施校数(累計)	114 校	180 校
上下流交流ツアー実施回数(累計)	60 回	156 回
環境教育指導研修の参加教員数(累計)	5,377 人	6,600 人

2. 地球温暖化を防止する

項目	基準値 (H26 年度末)	目標値 (H32 年度末)
温室効果ガスの排出量	(H24 年度末) 1,473.4 万 t	1,403.6 万 t
ぎふエコ宣言参加者数(累計)	210,799 人	270,000 人
県民1人当たりの年間電力消費量	(H24 年度末) 2,270kWh	2,240kWh ※1
間伐実施面積(累計)	68,464ha	139,815ha
省エネルギー診断受診企業数(累計)	196 件	436 件
E V ・ P H V の導入台数(累計)	2,649 台	54,500 台
再生可能エネルギーの導入		
・再生可能エネルギー創出量(大規模水力発電除く)	5.6PJ	11.9PJ ※2
・農業用水を活用した小水力発電の導入(累計)	1 箇所	19 箇所
・間伐材等未利用木材の燃料利用量	9 千 t	78 千 t

※1：1,000kWh(キロワットアワー)は、県内1世帯当たりの電力使用量の約2ヵ月分に相当。

※2：1PJ(ペタジュール)は、県内の約17,300世帯分の年間電力消費量に相当。

3. 資源が循環される社会を築く

項目	基準値 (H26 年度末)	目標値 (H32 年度末)
県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	(H25 年度末) 928g	866g
3 県 1 市グリーン購入キャンペーン参加店舗数(岐阜県分)	774 店舗	894 店舗
リサイクル認定製品の数	176 製品	200 製品
一般廃棄物関係 (し尿を除く) ・排出量 ・再生利用量	(H25 年度末) 696 千 t 137 千 t	(H33 年度末) 662 千 t 172 千 t
産業廃棄物関係 (農業系を除く) ・発生量 ・資源化量	(H26 年度末) 3,934 千 t 2,014 千 t	(H33 年度末) 3,900 千 t 1,833 千 t

4. ふるさとの自然を守り共生する

項目	基準値 (H26 年度末)	目標値 (H32 年度末)
間伐実施面積 (累計) 【再掲】	68,464ha	139,815ha
新規林業就業者数 (累計)	75 人	695 人
耕作放棄地解消面積 (累計)	71ha	350ha
新規就農者数 (累計) (新規就農者、雇用就農者、定年帰農者及び農業参入法人含む)	328 人	2,000 人
生物多様性に関する講習等参加者数(累計) 【再掲】	1,015 人	3,000 人
ニホンジカの分布調査地点数 (累計) (森林の下層植生の衰退度調査地点数)	374 地点	1,400 地点
狩猟免許保持者数	4,501 人	5,000 人

5. 安全で健やかな生活環境で暮らす

項目	基準値 (H26 年度末)	目標値 (H32 年度末)
魚の生息に適した水質基準を満たす河川の割合	100%	100%
清流調査隊の重点活動流域における活動実施流域数	15 流域	19 流域
自然と共生した川づくり実施箇所数（累計）	10 箇所	(H30 年度末) 20 箇所
大気測定局の設置数（累計）	19 箇所	25 箇所
大気環境基準達成率（一般環境大気測定局） ・NO ₂ （二酸化窒素） ・SO ₂ （二酸化硫黄） ・SPM（浮遊粒状物質）	100% 100% 100%	100% 100% 100%
騒音の環境基準達成率 ・一般地域 ・自動車騒音	92.3% 93.9%	100% 100%

第4部 今後の環境施策の具体的な展開

1 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり

- ・ 豊かな森を源とする「清流」は、古来から県内をあまねく流れ、里や街を潤し、世界に誇る伝統や文化を育んできました。
私たちは、こうした「清流」がもたらす様々な恵みを知り、学び、その恵みに感謝しながら、新たな創造と発信に努め、それを次世代に守り伝えていく必要があります。
- ・ 現在の環境問題は、私たちの日々の生活や事業活動に密接に関わっており、その解決には、県民や事業者などあらゆる主体が、環境について関心を持ち、環境問題と自らの関わりについて気付き、考えることにとどまらず、実際の配慮行動へとつなげていくことが求められています。
- ・ このため、普段の生活における身の回りの環境について考えていただく様々な機会を設けます。また、県民一人ひとりが身近な暮らしが環境と関わりがあることを認識し、豊かで美しい「清流の国ぎふ」を守り伝える人材を育成します。

施策の方向性

(1) 環境に配慮した自主的行動の促進

- 幼児期からシニア世代まで各段階のライフステージに応じた内容の環境教育を推進します。
- 環境問題の解決につながる身近な取組みに関する情報を発信します。

県の主な施策・取組み

【体験を重視した環境教育の充実】

- ・ 郷土への誇りと愛着を持ち、環境にやさしい行動ができる子どもを育むため、森林や河川、田畑など地域の自然環境に親しみながら環境について学ぶ取組みを、児童生徒の発達の段階や学校の実態に応じて充実します。

【各主体が行う環境教育の支援】

- ・ 地域団体や企業などが行う自主的な環境教育を支援するため、環境教育プログラムの提供や講師の派遣などを行います。

【新たな木育拠点の整備による「木育」の機会の拡充】

- ・ 子どもから大人・高齢者まで幅広い年代の県民が「ぎふの木」に気軽に触れ、「ぎふの木」をキーワードとして交流し、新たな活動・行動につなげることができる常設の拠点を整備します。

【環境教育情報の充実・発信】

- ・ 県ホームページによる環境教育イベントの発信や環境教育プログラムの提供に加えて、学校や家庭、企業で行うことのできる環境配慮行動を説明した副読本を配布するなど、自主的な環境配慮行動を促す情報を積極的に発信します。

(2) 環境社会を担う人材の育成

- 環境教育の担い手育成と活躍の場を確保します。
- 担い手の活動安定につながるワンストップサービス機能を構築します。

県の主な施策・取組み

【体験を重視した教員研修の実施】

- ・ 環境教育を行う教員の資質向上を図るため、岐阜県先端科学技術体験センター、岐阜県博物館、岐阜県立森林文化アカデミーなど、環境教育に関わる機関等と連携し、体験型の環境教育を実践する教員研修を実施します。

【岐阜県立森林文化アカデミー生涯教育講座の開催】

- ・ 「将来の環境教育の担い手」を育てるため、岐阜県立森林文化アカデミーの専修教育部門での教育のほか、県民の方などを対象とした木育等の指導者育成を内容とする生涯教育講座を実施します。

【環境マイスター制度（仮称）の構築、運用に向けた検討】

- ・ 環境教育のすそ野を広げるため、地域における環境活動家や、自然環境の保全に関する専門的な知識や技術を持つ方などが、環境配慮行動の浸透を図る担い手として活躍する「環境マイスター制度（仮称）」について、本計画の期間内に制度を構築し、運用するための検討を進めます。

【県が中心となった環境教育のコーディネート推進】

- ・ 地域団体や学校、企業などの各主体に幅広く環境教育の情報を発信するなど、県環境生活部が中心となった環境教育のコーディネート機能の充実を図ります。

(3) 活動主体の連携と協働の推進

- 県民、NPO、事業者、各種団体等の活動に関する情報提供を行い、各主体の交流を促進します。
- 担い手組織の基盤強化を図り、活動の安定化を支援します。

県の主な施策・取組み

【NPO活動の情報発信・協働活動の支援】

- ・「ぎふNPO・生涯学習プラザ」を拠点として、環境保全活動など様々な活動を行うNPOについて情報発信を行い、連携を推進するとともに、NPO団体と各種団体の協働活動を支援します。
- ・NPOや企業など多様な主体が協力、連携し、協働した取組みが広がるように対話の機会を設け、相互の活動を理解し、新たな協働活動が広がることを支援します。

【NPOの組織基盤強化の支援】

- ・環境保全活動等の担い手となるNPO法人について、その健全な運営を確保するため、営業力、PR力、資金調達力などのマネジメントができる人材の育成支援を行います。

2 地球温暖化を防止する

- ・ 地球温暖化は人間の生活環境だけでなく、自然環境にも大きな影響を与えています。持続可能な社会を作るためには、一人ひとりが温室効果ガスを減らすことを心がけ、日々の生活の中で率先して省エネルギー行動などに取り組む必要があります。
- ・ 国は、地球温暖化対策を一層推進するため、平成42（2030）年までに、平成25（2013）年比で、温室効果ガス排出量を26%削減する目標を決定しており、こうした目標を考慮しながら、県の取組みを推進していく必要があります。
- ・ また、温室効果ガスを減らすには、省エネルギーの取組みだけでなく、再生可能エネルギーの活用も重要です。本県は、日照時間が全国8位であり太陽光エネルギーの利活用に恵まれています。また、包蔵水力は全国1位、森林面積は全国5位と、水力発電や木質バイオマス発電のポテンシャルも高いことから、地域特性を生かした県内全域での再生可能エネルギーの普及を目指します。
- ・ 地球温暖化による影響を減らすために、一人ひとりが家庭や学校、職場など様々な場面で実践できる取組みの浸透を図ります。

施策の方向性

(1) 温室効果ガス排出削減の取組みの推進

- 温室効果ガス削減のための県民総参加の取組みを推進します。

県の主な施策・取組み

【環境にやさしいライフスタイルの発信】

- ・ 身近な環境配慮行動を推進する「ぎふエコ宣言」のさらなる普及や、無駄なアイドリングをしないなど燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素（CO₂）の排出量を減らす「エコドライブ講習会」の開催などにより、普段の生活の中で温室効果ガスの排出の削減につながる情報の発信や取組みの浸透を図ります。
- ・ 特に、温室効果ガスの排出量が増加傾向にある家庭部門に対しては、家庭で使われる機器の購入や買替えの機会をとらえ、LEDなど高効率機器への選択や転換を促進します。

【企業の排出削減支援】

- ・ 事業活動などに伴う温室効果ガスの排出の削減を図るため、地球温暖化防止活動推進員による指導や助言を推進します。

【国際的な連携による取組みの推進】

- ・平成27（2015）年9月に国内の自治体で初めて参加した「地方政府による地球規模での気候リーダーシップ覚書（Under2 MOU）」に基づき、温室効果ガスの排出の削減や省エネの取組みなどについて、参加する諸外国の地方政府と連携し、情報共有を図るほか、先進的な取組みを県民に紹介するなど、世界規模での地球温暖化対策を進めます。

（2）二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進

- 間伐の促進と企業との協働による森づくりを推進します。
- 「カーボン・オフセット」の取組みを推進します。

県の主な施策・取組み

【二酸化炭素吸収機能の高い森林の造成】

- ・適地適木による植栽と間伐等の適切な管理を支援し、二酸化炭素吸収機能の高い森林の造成を推進します。

【企業との連携の推進】

- ・森林づくり活動を行う企業のサポートを通じた「企業との協働による森林づくり」を推進します。

【県イベントにおけるカーボン・オフセットの実施】

- ・「岐阜県カーボン・オフセットガイドライン（イベント版）」の周知を図り、本県が開催する普及啓発効果の高い大規模なイベント・会議等の実施に当たっては、ガイドラインに従いカーボン・オフセットの取組みを進めます。

(3) 地域資源を活かした再生可能エネルギーの積極的な利活用

- 再生可能エネルギーの創出量増加や、最適技術の導入による省エネを推進します。
- 次世代エネルギー産業を創出し育成します。

県の主な施策・取組み

【再生可能エネルギーの導入と地産地消型エネルギーシステムの確立】

- ・ 中山間地域における木質バイオマスの導入促進など、県の豊かな地域資源を活かした再生可能エネルギーを最大限普及します。
- ・ これにより、災害にも強い分散型インフラの整備を促進し、地産地消型エネルギーシステムの確立による安全・安心な社会を目指します。

【最適技術の導入による省エネの促進】

- ・ 県産材を活用した省エネ住宅、水素を燃料とする燃料電池車（FCV）、電気自動車（EV・PHV）等の普及促進を図ります。

【次世代エネルギー産業の創出・育成】

- ・ 企業への再生可能エネルギーの導入支援のほか、岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアムと連携した水素利用技術、ビジネスモデルの開発支援など、産学官の連携によるエネルギー産業の育成を行います。

(4) 一人ひとりが実践できる取組みの浸透

- 身近な暮らしの中で誰もが実践できる取組みの浸透を図ります。

県の主な施策・取組み

【「クールビズ・ウォームビズ」「クールスポット・ウォームスポット」の普及促進】

- ・ 電力消費量を減らし、温室効果ガスの削減にもつながる取組みである「クールビズ」、「ウォームビズ」（夏場・冬場に過度に冷暖房機器に頼らず服装による体温調節を行うこと）の効果や取組み事例を紹介し、家庭や地域、職場などあらゆる場での浸透を図ります。
- ・ 「クールスポット」、「ウォームスポット」（夏場・冬場にそれぞれ涼しさや暖かさを分け合うために集まることができる場所）を登録・周知し、誰もが気軽に参加できる電力消費量の削減の取組みを実施します。

【「見える化」による家庭での取組みの推進】

- ・ 省電力の取組みを実践する家庭を公募し、その取組みによってどれだけの電力消費量が削減できたのかを「見える化」することにより、取組みを普及するとともに、家庭での取組みが地球温暖化の防止につながるという意識の醸成を図ります。

3 資源が循環される社会を築く

- ・ 資源が循環される社会を築くためには、県民一人ひとりや企業、行政などが一体となり、廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物等を循環資源として最大限に利用し、適正な処理を行った後、最終処分量を最小限にする3Rを基調とした取組みを推進することが必要です。
- ・ 特に近年では、売れ残り食品や、食べ残し、調理くずなどの「食品ロス」の改善に向けた取組みが急務となっています。
- ・ 資源が循環される社会の構築には、循環資源を利用したリサイクル製品の普及が重要です。リサイクル製品の需要を確保するなど、その利用促進のための施策を展開します。

施策の方向性

(1) 廃棄物の発生抑制

- 身近な取組みを契機とした生活全般における廃棄物の発生抑制を推進します。
- 事業活動における排出事業者からの発生抑制を支援します。

県の主な施策・取組み

【生活全般における発生抑制の啓発】

- ・ 家庭で実践できる「食品ロス」の取組みの紹介など、ごみ減量につながる実践手法に関する情報発信や出前講座を実施します。
- ・ リサイクル工場の見学などの体験学習を実施してごみ減量の意識高揚を図ります。

【環境にやさしい買い物の推進】

- ・ 包装はできるだけ少ないものを選ぶなどの「環境にやさしい買い物」の考え方に関する県民向け講習会を市町村や地域団体と連携して実施します。
- ・ 環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」を商業施設等と連携して促進します。

【事業者に対する支援】

- ・ 排出事業者に対する法令講習会や県ホームページでの情報提供を通じて、事業者の発生抑制の取組みを支援します。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

- 排出事業者に対する啓発を推進し適正処理の指導を強化します。
- 処理事業者に対する適正処理に向けた監視と啓発を継続して実施します。

県の主な施策・取組み

【一般廃棄物処理施設への立入検査の実施、整備の支援】

- ・一般廃棄物処理施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。
- ・市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。また、市町村が行う一般廃棄物のリサイクルを促進するため、使用済小型家電の分別収集に関する情報提供を実施します。さらに、家庭や学校給食の調理に伴い発生する食品廃棄物の再生利用について、市町村に対して技術的な支援を行います。

【産業廃棄物処理事業者等に対する効果的な立入検査の実施】

- ・産業廃棄物の取扱状況等を勘案して定期立入の回数を設定し、一斉立入、随時立入等を組み合わせて実施するなど、重点的・効果的な監視指導を行います。

【排出事業者等に対する廃棄物関係法令等の理解促進】

- ・主に中小事業者を対象に、廃棄物関係法令や適正処理についての知識を深めていただくため、法令講習会を実施します。
- ・小規模な建設系廃棄物の不適正処理を解消するため、引き続き啓発パンフレットを配布するなど、建設業者への一層の法周知を図ります。

【不適正処理を防止するための監視指導の実施】

- ・不法投棄等の早期発見、改善を図るため、パトロール等の監視活動を実施するとともに、関係機関と連携した改善指導を実施します。

【災害発生時における適正処理の推進】

- ・岐阜県災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害時においても適正な処理を円滑かつ迅速に行うための体制を構築します。

(3) 再資源化の促進

- 県リサイクル認定製品の普及促進を図ります。
- リサイクルの取組事例を積極的に情報発信します。

県の主な施策・取組み

【岐阜県リサイクル認定製品の利用推進】

- ・岐阜県リサイクル認定製品の認定と公共事業での積極的な利用を推進します。
- ・建設技術フェアなど、事業者や自治体関係者が集まる場に出展し、広くPRします。

【汚泥リサイクルの普及啓発】

- ・各種イベントにおいて、汚泥肥料の無料配布やPRパンフの配布など、汚泥利用のための普及啓発を実施します。

4 ふるさとの自然を守り共生する

- ・ 「里川／長良川システム」など、本県の美しく豊かな自然環境を維持しながら次世代に引き継ぐことが必要です。
- ・ 地域に伝わる技術の伝承や、地域の状況に応じた森・里・川の保全に努めるとともに、農林業被害や、食害による植生の衰退や生態系のかく乱など深刻な影響を及ぼしている野生鳥獣による被害の総合的な対策を推進します。
- ・ 生物多様性の保全については、県民への普及啓発に加えて、その保全において特に重要な地域の実態を把握し、関係団体や地域住民等と連携して希少種の保全などに取り組み、多様な動植物の保全を推進します。
- ・ 多くの方が本県の自然を体験することができるように、自然観察会やふれあい講座などの体験学習の機会を設けるとともに、自然とのふれあいの場である自然公園において、老朽化した設備を中心に補修や改修などを実施します。

施策の方向性

(1) 豊かな自然環境の保全

- 里地里山・耕作放棄地の再生を支援します。
- 生物多様性の保全に向けた取組みを推進します。

県の主な施策・取組み

【里山林の新たな担い手の確保・養成】

- ・ ぎふ森林づくりサポートセンターが中心となって安全管理研修や里山づくりの担い手養成に関して、引き続き支援します。

【生物多様性確保のための普及啓発】

- ・ 生物多様性の保全や持続可能な利用に関する「生物多様性ぎふ戦略」に基づき、希少野生生物の保護や生物多様性保全の普及啓発などに取り組みます。
- ・ 絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布地域の実態を把握し、岐阜県レッドデータブックの改訂を進めます。

【耕作放棄地重点支援地区の設置】

- ・ 各農林事務所管内に耕作放棄地重点支援地区を設置し、関係者で組織する支援チームにより耕作放棄地の解消を図ります。また、営農を継続できるよう新たな担い手の確保や農産物の販売促進を支援します。

【農村地域への移住・定住の促進】

- ・ 古民家を改修した農家民宿や農家レストラン設営の支援を行い、農村地域への移住・定住の促進を図ります。

(2) 野生鳥獣被害への総合的な対策

- 野生鳥獣（ニホンジカやイノシシ等）の科学的、計画的な保護管理を行うため、個体数、生息域の調査を行います。
- 捕獲を強化するとともに侵入防止柵の整備を推進します。
- 狩猟免許保持者の育成と確保を推進します。

県の主な施策・取組み

【科学的、計画的な鳥獣害対策の推進】

- ・野生鳥獣という不確実な対象を取り扱うことに鑑み、その生息状況、生息環境、被害等を継続的に把握することで、管理と保護のバランスを保ちます。
- ・鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲や個体数の管理を行います。

【鳥獣保護区の指定】

- ・生物多様性の保全を進めるため、鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息状況や生息環境等を考慮し重要な生息地等を鳥獣保護区に指定します。
- ・野生鳥獣の管理のための捕獲を適切に実施し、関係者との合意形成に努め、農林水産業等に伴う人間の活動と鳥獣の共生が図られるよう留意します。

【野生鳥獣の捕獲対策の強化】

- ・市町村における鳥獣被害対策実施隊の設置促進による有害鳥獣捕獲の強化を図るとともに、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲対策の強化を図ります。

【被害増加が著しい地域に対する重点支援の実施】

- ・ニホンジカやイノシシなど大型の獣類による被害増加が著しい市町村を「戦略的支援対象」として位置付け、集落ぐるみによる防護と捕獲の一体となった総合的な対策の実践に向け、ソフト・ハード両面にわたる重点的な支援を実施します。

【狩猟者確保対策】

- ・狩猟免許試験を休日にも実施するなど、より受験しやすい制度を整備します。
- ・平成27（2015）年度から一部の免許が18歳から取得できるようになったことに伴い、主に若年層への情報発信を積極的に行います。
- ・捕獲個体の獣肉としての利用促進等による狩猟者の所得向上を通じて、捕獲の担い手の育成・確保を図ります。

(3) 自然とのふれあいと活用

- 清流長良川の里川システムを普及します。
- 自然公園等の保全と利用を推進します。

県の主な施策・取組み

【「里川システム」の保全・継承の仕組みづくり】

- ・人の生活や漁業資源、そして、水環境が相互に連環する長良川の里川システムを保全し、伝承するため、水を大切にする精神を伝える語り部や、伝統鵜飼の語り部などを育成し、「里川システム」をテーマとしたワークショップを開催します。

【里川の保全・継承を行う団体への支援】

- ・河川清掃活動・里地里川における生態系保全、小学生等を対象とした環境教育など保全・継承活動を行う団体に対して支援を実施します。

【新たな魚つき保安林の指定に向けた取組みの推進】

- ・魚つき保安林の指定の目的や制度の内容について普及啓発を行うとともに、地元の関係者と調整を進め、魚が生息しやすい環境づくりを進めます。

【自然公園の環境整備】

- ・公園利用者のニーズを把握し、公衆トイレや休憩舎といった施設を高齢者や障がい者の方にも使い易いものとなるよう整備します。
- ・木造施設の整備に当たっては、環境を配慮し、地域材、間伐材を用います。

【乗鞍地域の自然環境保全】

- ・中部山岳国立公園の指定を受けている乗鞍地域の自然環境の保全のため、乗鞍地域の環境影響評価調査及び環境パトロール等を実施します。

5 安全で健やかな生活環境で暮らす

- ・ 本県が誇る「清流」などの水環境や健やかな大気環境は、我々の生活に密接しており、常に良好な状況に保たれていることが求められているため、引き続き常時監視を実施して状況の把握に努めるとともに、環境基準の達成を目指します。
- ・ 地域の水源として重要な水源林の保全を図るため、水源地域の保全やその機能の強化を図るほか、平成26（2014）年7月に「水循環基本法」が施行されたことを受け、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進します。
- ・ 自然環境が有する美しい景観の保全と創出に向けた取組みを推進します。

施策の方向性

（1）良好な生活環境の保全

- 水質と大気の監視指導を強化します。
- 水資源の安定確保のための水源地域の保全に努めます。

県の主な施策・取組み

【水質環境の保全】

- ・ 水質汚濁防止法に基づき、工場、事業場に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。また、同法に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定計画を毎年度策定し、関係機関とともに常時監視を行います。
- ・ 公共用水域の水質保全のため、汚水処理施設の整備を促進します。
- ・ 水質汚濁事故が発生した場合は、関係機関と連携して原因調査を行い、注意喚起や再発防止に努めます。

【大気環境の保全】

- ・ 大気汚染防止法に基づき、工場、事業場に対して立入検査を実施し、必要な指導を行うとともに、大気測定局が設置されていない地域に測定局を整備し、大気汚染物質の常時監視を強化します。
- ・ 特に光化学スモッグについては、近隣県における情報交換・連絡調整を密にするとともに、光化学スモッグ注意報等の発令時には工場などに対して、排ガス量の削減等について協力を依頼します。
- ・ また、微小粒子状物質（PM2.5）については、健康に影響を及ぼすおそれがあることから、一定の濃度を超えることが予想される場合には、不必要な外出はできるだけ控えるなどの注意喚起情報を発信します。
- ・ 空間放射線については、引き続き線量率の常時監視を行うとともに、異常時には、直ちに県民へ注意喚起を行い、放射性物質汚染に対する検査を実施するなど、生活環境及び自然環境の安全の確保に努めます。

県の主な施策・取組み

【水源林の保全】

- ・ 水源林の保全を図るため、市町村等と連携を図り、森林所有者の変更に関する情報の適確な把握に努めます。
- ・ 水源林の水源かん養機能を保全するため、水道水源等の周辺上流域の森林のうち、早急に公的な管理が必要な森林を対象とした市町村の公有林化を推進し、適正な管理に努めます。

【水資源の総合的な管理の推進】

- ・ 水源の多様化による水利用の安定化、地下水の保全、社会経済情勢の変化に伴う新たな水需要への対応を総合的に推進します。

(2) 自然災害に強い県土の整備

- 災害に強い森林づくりを推進します。
- 自然と共生した河川整備を推進します。

県の主な施策・取組み

【溪流沿いの森林の間伐の推進】

- ・ 手入れが不十分な溪流沿いの森林の間伐に対して助成します。

【林道施設の点検診断の実施】

- ・ 林道施設の橋梁、トンネルの点検・診断を推進し、インフラ長寿命化個別施設計画の策定に対し指導及び点検・診断に助成します。

【農地・農業水利施設等の適切な管理】

- ・ 農業用排水機場の老朽化・耐震対策として、施設の更新整備及び長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進します。
- ・ 農業用ため池の老朽化・耐震対策として、計画的な改修を進めるとともに、ハード整備に着手できていない箇所については、管理体制の強化を実施するなどハードとソフトを組み合わせた取り組みを進めます。
- ・ 農業用水路の改修や長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進します。

【自然と共生した川づくりの推進】

- ・ 全ての河川改修を実施する箇所において、生物の多様性が確保されるよう、水際の植生や多孔質な空間を復元するなど、河川の流れに変化を持たせた自然と共生した川づくりを推進します。

(3) 美しい景観の保全と創出

- 良好な景観形成に向けた取組みを支援します。
- 県民の景観に対する意識高揚のための普及啓発を実施します。

県の主な施策・取組み

【棚田の保全継承活動の推進】

- ・ 棚田を適正に保全し継承していくため、それに必要となる組織形成や農業者と地域住民の連携を推進します。

【地域住民に対する啓発活動の実施】

- ・ 地域におけるまちづくりの担い手となる地域住民が、景観について関心を抱き、良好な景観形成に取り組んでいただけるよう、引き続き「景観シンポジウム」等を開催します。

【市町村に対する景観保全に関する情報提供等】

- ・ 圏域別景観・屋外広告物担当者会議等を開催し、意見交換や情報提供を行います。

【文化財の保存と活用の推進】

- ・ 文化財の調査、研究の推進や文化財情報の積極的な提供に努めるとともに、活用に取り組む文化財保護団体との連携強化を図ります。

【伝統芸能の継承・振興】

- ・ 伝統芸能の継承と振興を図るため、保存団体が行う後継者育成（伝承教室の開催）や公演機会（大会開催）の充実に向けた取組みを積極的に支援します。
- ・ 地域の伝統的な芸能・行事を子どもたちに伝承する活動を積極的に支援します。また、優れた伝承活動を展開している指導者や保存団体を顕彰し、保護の意識と振興の気運を高めます。

第5部 計画の効果的な推進

1 計画の推進体制等

(1) 計画の推進体制

- 計画の推進に当たっては、岐阜県環境生活部を中心に関係部局で構成する岐阜県環境基本計画策定・推進会議により、全庁的な取組みを展開します。
- 県民、企業、各種団体及び市町村などあらゆる主体に対し計画に基づく取組みを呼びかけるとともに、多くの行動・参加により「清流の国ぎふ」にふさわしい環境を実現し次の世代へ伝えます。

(2) 進捗管理と評価

- 岐阜県環境基本計画策定・推進会議において計画の進捗管理を実施し、施策の取組み状況や達成目標の評価を毎年度行います。その結果を踏まえて施策の見直しや改善などを行っていきます。
- 進捗管理の状況について岐阜県環境審議会へ報告するほか、「岐阜県環境白書」を毎年度作成し、広く公表・配布します。

(3) 計画の見直し

- 本計画については、今後の社会情勢及び地球環境の変化や国及び本県の環境施策の進捗状況などを考慮し、計画期間中であっても、計画の見直しを行います。

2 目標指標（再掲）

1. 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり

項目	基準値 (H26年度末)	目標値 (H32年度末)
小学校における副読本の活用率	87.2%	100%
環境教育への参加 ・環境教育出前講座参加者数 ・生物多様性に関する講習等参加者数(累計) ・木育教室・緑と水の子ども会議参加者数 ・田んぼの学校活動事業実施校数(累計)	6,570人 1,015人 6,007人 114校	7,500人 3,000人 6,600人 180校
上下流交流ツアー実施回数(累計)	60回	156回
環境教育指導研修の参加教員数(累計)	5,377人	6,600人

2. 地球温暖化を防止する

項目	基準値 (H26 年度末)	目標値 (H32 年度末)
温室効果ガスの排出量	(H24 年度末) 1,473.4 万 t	1,403.6 万 t
ぎふエコ宣言参加者数 (累計)	210,799 人	270,000 人
県民 1 人当たりの年間電力消費量	(H24 年度末) 2,270kWh	2,240kWh ※1
間伐実施面積 (累計)	68,464ha	139,815ha
省エネルギー診断受診企業数 (累計)	196 件	436 件
EV・PHVの導入台数 (累計)	2,649 台	54,500 台
再生可能エネルギーの導入 ・再生可能エネルギー創出量 (大規模水力発電除く) ・農業用水を活用した小水力発電の導入 (累計) ・間伐材等未利用木材の燃料利用量	5.6PJ 1 箇所 9 千 t	11.9PJ ※2 19 箇所 78 千 t

※1：1,000kWh (キロワットアワー) は、県内 1 世帯当たりの電力使用量の約 2 ヶ月分に相当。

※2：1PJ (ペタジュール) は、県内の約 17,300 世帯分の年間電力消費量に相当。

3. 資源が循環される社会を築く

項目	基準値 (H26 年度末)	目標値 (H32 年度末)
県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	(H25 年度末) 928g	866g
3 県 1 市グリーン購入キャンペーン参加店舗数(岐阜県分)	774 店舗	894 店舗
リサイクル認定製品の数	176 製品	200 製品
一般廃棄物関係 (し尿を除く) ・排出量 ・再生利用量	(H25 年度末) 696 千 t 137 千 t	(H33 年度末) 662 千 t 172 千 t
産業廃棄物関係 (農業系を除く) ・発生量 ・資源化量	(H26 年度末) 3,934 千 t 2,014 千 t	(H33 年度末) 3,900 千 t 1,833 千 t

4. ふるさとの自然を守り共生する

項目	基準値 (H26 年度末)	目標値 (H32 年度末)
間伐実施面積（累計）【再掲】	68,464ha	139,815ha
新規林業就業者数（累計）	75 人	695 人
耕作放棄地解消面積（累計）	71ha	350ha
新規就農者数（累計） (新規就農者、雇用就農者、定年帰農者及び農業参入法人含む)	328 人	2,000 人
生物多様性に関する講習等参加者数(累計)【再掲】	1,015 人	3,000 人
ニホンジカの分布調査地点数（累計） (森林の下層植生の衰退度調査地点数)	374 地点	1,400 地点
狩猟免許保持者数	4,501 人	5,000 人

5. 安全で健やかな生活環境で暮らす

項目	基準値 (H26 年度末)	目標値 (H32 年度末)
魚の生息に適した水質基準を満たす河川の割合	100%	100%
清流調査隊の重点活動流域における活動実施流域数	15 流域	19 流域
自然と共生した川づくり実施箇所数（累計）	10 箇所	(H30 年度末) 20 箇所
大気測定局の設置数（累計）	19 箇所	25 箇所
大気環境基準達成率（一般環境大気測定局） ・ NO ₂ （二酸化窒素） ・ SO ₂ （二酸化硫黄） ・ SPM（浮遊粒状物質）	100% 100% 100%	100% 100% 100%
騒音の環境基準達成率 ・ 一般地域 ・ 自動車騒音	92.3% 93.9%	100% 100%

参考資料

1 岐阜県環境基本条例（平成7年岐阜県条例第9号）

【沿革】 平成12年岐阜県条例第2号改正
平成23年岐阜県条例第13号改正

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策（第10条—第29条）

第3章 地球環境の保全の推進等（第30条・第31条）

附則

私たち岐阜県民は、美しく豊かな環境に恵まれ、過去から現在へ永い年月の間、自然と共生しながら、生活の歴史を刻み、個性ある文化をつくり出してきた。

しかし、今日、物質的な豊かさを求める人間生活や、エネルギー及び資源を大量に消費する社会経済活動は、自然の生態系に影響を及ぼし、地球環境をも大きく変化させようとしている。そして人類の生命活動にも危害をもたらしつつある。

地球全体も私たちのふるさと岐阜県も、将来の世代まで、豊かで、快適で、健康に良い環境を保持しなければならない。

このため、私たちは、あらためて自然のもたらす恵みに深く思いをめぐらすとともに、環境が、大気、水、土壌など自然系の均衡と循環で成り立っていることを認識し、従来以上に環境の保全に努力するのみならず、さらに豊かで快適な環境を積極的につくり出すという新たな決意の下に、県民、事業者及び行政が一体となって、優れた自然環境を誇る岐阜県らしい人間と自然の共生を実現できる社会を築いていかなければならない。

ここに、すべての県民の参加と協働により、健康に良い豊かで快適な環境を保全し、さらに創出し、将来の世代まで継承するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出について基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること

（定義）

- 第2条** この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条** 豊かで快適な環境の保全及び創出は、大気、水、土壌等からなる環境を良好な状態に保持することにより、県民の健康を確保することを目的として行われなければならない。
- 2 豊かで快適な環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において県民が良好な環境の恵みを楽しむとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 3 豊かで快適な環境の保全及び創出は、環境への負荷を低減することその他の行動に、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県民の責務)

- 第4条** 県民は、その日常生活において、豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、県民は、市町村又は県が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう

努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市町村又は県が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(県の責務)

- 第6条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 一 公害の防止に関する事項
 - 二 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、県民の健康を保護し、及び増進するための環境の確保に関する事項
 - 三 野生生物の保護その他の生物の多様性の確保に関する事項
 - 四 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出に関する事項
 - 五 個性豊かで良好な景観の保全及び創出並びに歴史的文化的資産の保全に関する事項
 - 六 環境の美化その他良好な生活環境の確保に関する事項
 - 七 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関する事項
 - 八 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び再利用に関する事項
 - 九 地球環境の保全に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する事項

(市町村との連携等)

- 第7条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行うその区域における自然的社会的条件に応じた豊かで快適な環境の保全及び創出のための施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

(県民環境の日)

- 第8条** 県民及び事業者の間に、豊かで快適な

環境の保全及び創出についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、県民環境の日を設ける。

2 県民環境の日は、毎月第二土曜日とする。

(清流月間)

第8条の2 豊かで快適な環境の保全及び創出を図る上で森林から生み出される清流が果たす役割の重要性に鑑み、清流についての関心と理解を深めるとともに、清流の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、清流月間を設ける。

2 清流月間は、毎年七月とする。

3 県は、清流の保全についての関心と理解を深めるための啓発活動その他清流月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(年次報告等)

第9条 知事は、毎年、県議会に環境の状況並びに県が豊かで快適な環境の保全及び創出に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告を、毎年、公表しなければならない。

第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

第10条 知事は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する目標

二 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の方向

三 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する配慮の方針

四 前3号に掲げるもののほか、豊かで快適

な環境の保全及び創出に関する重要事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ岐阜県環境審議会及び市町村長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県民の意見の反映)

第11条 県は、環境基本計画の策定及び変更並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県の施策と環境基本計画との整合等)

第12条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の建設その他これらに類する事業を行う事業者（以下「開発事業者」という。）が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創出について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への配慮の促進)

第14条 県は、開発事業者が、その事業の実施に当たり、環境への配慮が必要と認められる事業について開発事業者が配慮すべきものとして県が定める事項に即し、自ら積極的に環境を保全し、及び創出することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第15条 県は、豊かで快適な環境を保全するた

め、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第16条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境総括責任者の設置の促進)

第17条 知事は、事業者が、事業活動を行うことに伴う環境への負荷を低減すること並びに事業活動を豊かで快適な環境の保全及び創出に資するものとするに関する業務を総括管理する責任者を設置することを促進するよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第18条 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するものとする。

(良好な景観の保全等)

第19条 県は、地域の特性を活かした良好な景観、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的環境その他の快適な環境の保全及び創出を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第20条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民、事業者及び市町村による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物処理対策の促進)

第21条 県は、生活環境の保全を図るため、県民、事業者及び市町村と協働して、廃棄物の排出の抑制、廃棄物の安全な処理、廃棄物の再利用その他の廃棄物の適正な処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の推進等)

第22条 県は、県民及び事業者が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の豊かで快適な環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第23条 県は、県民、事業者又はこれらの者で構成する団体（以下「県民等」という。）による県土を魅力あるものとするための活動その他豊かで快適な環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった県民等を顕彰するものとする。

(環境に関する情報の提供)

第24条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第25条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全及び創出、地球環境の保全その他環境の保全及び創出に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第26条 県は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第27条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等との協力)

第28条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(豊かで快適な環境の保全及び創出のための推進体制の整備)

第29条 県は、県民、事業者、市町村及び県が協働し、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第3章 地球環境の保全の推進等

(地球環境の保全の推進)

第30条 県は、地球環境の保全が県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境の保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国際機関、国等及びその他の関係機関と協力し、地球環境の保全に関する調査及び研究、環境の状況の監視、観測及び測定、海外の地域等への環境の保全に関する技術の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する行動計画の策定等)

第31条 県は、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2から4まで 略

附 則 (平成12年岐阜県条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年岐阜県条例第13号)

この条例は、公布の日（平成23年3月23日）から施行する。

2 計画の策定経過

平成26年度

- 平成26年 10月22日 環境に関する県民等意識調査（11月7日まで）
- 平成27年 2月23日 岐阜県環境審議会（諮問・企画政策部に付託）
庁内に岐阜県環境基本計画策定・推進会議を設置

平成27年度

- 平成27年 7月22日 岐阜県環境審議会企画政策部会
（現行計画に基づく取組みの検証及び計画骨子案の審議）
- 8月31日 岐阜県環境審議会（計画骨子案の審議）
- 9月18日 岐阜県議会が開催する説明会（計画骨子案を説明）
- 10月5日 岐阜県議会厚生環境委員会（計画骨子案を説明）
- 10月16日 岐阜県環境審議会企画政策部会（計画案の審議）
- 11月20日 岐阜県環境審議会企画政策部会（計画案の審議）
- 12月10日 計画案に対する市町村長への意見照会
（平成28年1月8日まで）
- 12月14日 岐阜県議会厚生環境委員会（計画案を説明）
- 12月15日 計画案に対するパブリック・コメント
（平成28年1月13日まで）
- 平成28年 2月2日 岐阜県環境審議会企画政策部会
（計画案の審議・部会報告の決定）
岐阜県環境審議会（部会報告を受けて審議・答申）
- 2月25日 平成28年第1回定例県議会開会（議案の提出）
- 2月26日 岐阜県議会が開催する説明会（計画案を説明）
- 3月18日 岐阜県議会厚生環境委員会（議案の審議）
- 3月24日 平成28年第1回定例県議会閉会（議決）

3 岐阜県環境審議会委員名簿

(敬称略・区分毎に50音順に記載)

区分	氏名	役職等
議会	やまもと かつとし 山本 勝敏	岐阜県議会厚生環境委員会委員長
学 識 経 験 者	あさの かつよ 浅野 かつ代	公募委員
	いしはら ひろき 石原 宏基	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副会長
	い井 けいじ 井戸 敬二	県町村会副会長（七宗町長）
	いわさ かつみ 岩佐 勝美	公募委員
	えんどう むつみ 遠藤 睦美	県林業グループ連絡協議会委員
	おおにし ゆみこ 大西 由美子	岐阜県女性農業委員協議会委員
	おおば しんや 大場 伸也	岐阜大学応用生物科学部教授
	かとう やすなり 加藤 靖也	県市長会（土岐市長）
	かみや こうじ 神谷 浩二	岐阜大学工学部准教授
	かみや まゆみこ 神谷 真弓子	東海学院大学学長
	かわい ちよこ 川合 千代子	水環境もやい研究所
	さじき ひろなお 佐治木 弘尚	岐阜薬科大学教授
	さとう のりこ 佐藤 則子	公募委員
	さわの みやこ 澤野 都	岐阜新聞社編集局報道部副部長
	すぎたに ごう 杉谷 剛	中日新聞岐阜支社報道部長
	すだ みどり 須田 美登里	生活協同組合コープぎふ理事
	たなか つゆみ 田中 露美	県生活学校連絡協議会書記
	なかたに けいこ 中谷 敬子	県商工会女性部連合会会長
	なかむら さちこ 中村 幸子	獣医師
	にいかわ みき 新川 美紀	岐阜薬科大学客員共同研究員
はやし あきら 林 彰	県工業会副会長	
ひろおか かやこ 廣岡 佳弥子	岐阜大学流域圏科学研究センター准教授	
ふく てともこ 福手 朋子	弁護士	
もり とみひろし 守富 寛	岐阜大学工学部教授	
国 行 政 機 関	うら たか のぶ 浦田 高宣	東海農政局生産部長
	おおさわ まさあき 大沢 雅亮	岐阜地方気象台長
	まつおか たかし 松岡 孝	中部経済産業局資源エネルギー環境部長
	みむら きいち 三村 起一	中部地方環境事務所長
	もりやま せいじ 森山 誠二	中部地方整備局企画部長

4 用語解説

【あ行】

アイドリングストップ

自動車から排出されるガスによる大気汚染の防止とともに、二酸化炭素の排出量削減による地球温暖化の防止を図るため、駐停車時に自動車のエンジンを停止すること。

アメダス

「Automated Meteorological Data Acquisition System (AMeDAS)」の略で、「地域気象観測システム」のことをいう。

雨、風、雪などの気象状況を時間的、地域的に細かく監視するために、降水量、風向・風速、気温、日照時間の観測を自動的に行い、気象災害の防止・軽減に重要な役割を果たしている。

一般環境大気測定局

大気汚染状況の常時監視を行うために設置されている測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を常時監視する測定局。

自動車の排出ガスによる大気汚染状況については、「自動車排出ガス測定局」により測定される。

一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、人の日常生活から排出されるごみやし尿などという。

市町村は、一般廃棄物の処理に関する総合的な責任を有しており、市町村の定める一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の処理等を行うこととされている。

インフラ長寿命化個別施設計画

老朽化した道路やトンネルなどのインフラ施設について、将来的な人口減少や人口構造の変動、コストの縮減などを勘案して国や地方公共団体が策定する計画。

EV・PHV・FCV

EVとは「Electric Vehicle」の略で、電気自動車のことをいう（ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動するのに対して、EVは

電動モーターで車を駆動するため走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない）。

PHVとは「Plug-in Hybrid Vehicle」の略で、プラグインハイブリッド自動車のことをいう（外部電源から充電できる自動車で、ガソリンエンジンと電動モーターの併用で遠距離走行ができる）。

FCVとは「Fuel Cell Vehicle」の略で、燃料電池自動車のことをいう（水素と酸素の化学反応によって発電し、電動モーターで車を駆動するため走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない）。

魚つき保安林

水生昆虫類の餌となる落ち葉の供給、樹木や下草が地表を覆うことによる水質の濁り防止、水面へ木陰をつくることによる水温上昇抑制等の機能の発揮を目的として整備された森林。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象に、住民の伝統的な生活様式を含めた地域の生態系を破壊することなく観察・体験することを目的とする旅行形態。

エコドライブ

無駄なアイドリングを止めることや、穏やかにアクセルを踏んで発進することなどにより、自動車の排気ガスに含まれる二酸化炭素の排出削減などを図る、環境負荷の軽減に配慮する自動車の使用方法。

汚泥

工場排水などの処理後に残る泥状のものや各種製造業の製造工程で出る泥状のものなどをいい、排水処理施設からの汚泥、パルプ廃液汚泥などがある。

温室効果ガス

地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収することにより、地表を暖める働きがあるガスをいい、「地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）」では、二酸化炭素、メタンなど7種類の温室効果ガスが定められている。

【か行】

下層植生

森林などにおいて、植栽の時期や樹種構成の関係

により、低い位置に構成される植物。

カドミウム

常温では銀白色の柔らかい金属元素で、電気メッキや顔料等に用いられている。人体に長期間にわたって取り込まれると、主に腎機能障害を生じさせることが知られており「イタイイタイ病」の原因物質といわれている。

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積り、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという取組み。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その環境への影響について事前に調査、予測及び評価を行うこと。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁（公共用水域、地下水）、土壌汚染及び騒音について「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）」に定められている。

上記の他、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）」において、大気、水質、土壌及び河川底質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められており、環境保全施策を総合的に実施していく上での行政上の到達、維持の目標値として位置づけられている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる教育をいう。

気候変動に関する政府間パネル

（IPCC「Intergovernmental Panel on Climate Change」）

人為的要因による気候変動等について、科学的、

技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として平成 10（1998）年に設立された組織。

ぎふエコ宣言

岐阜県が推奨している身近に実践することができる地球温暖化防止の取組み。マイカー使用自粛、環境にやさしいはし・マイはし使用、マイバック使用、マイカップ使用、マイボトル使用、クールビズ・ウォームビズなど 10 の取組みからなる。

ぎふ森林づくりサポートセンター

「県民との協働による森林づくり」の推進のため設置された機関。森林づくりや里山保全活動、木育や森林に関する環境教育の支援を行っている。

岐阜県カーボン・オフセットガイドライン（イベント版）

岐阜県が作成したガイドラインで、イベント開催時にカーボン・オフセットを行うための手順、手段等を示している。

岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム

次世代エネルギー産業分野における県内企業の一層の活躍のため、大学などの研究機関が有するシーズと県内企業の技術をマッチングさせ、産学官連携により次世代エネルギー技術の開発、製品化を促進させることを目的に設置された機関。

岐阜県地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策を推進していくため、岐阜県が平成 23（2011）年度に策定した計画。温室効果ガス排出量の削減に関して中期目標を平成 32（2020）年、長期目標を平成 62（2050）年に設定し、目標達成に向けた取組み等について定めている。

岐阜県リサイクル認定製品

リサイクル製品の利用促進を図るとともに、リサイクル産業の育成を図るため、平成 9（1997）年に岐阜県が全国で初めて創設した認定制度。主に県内で発生する循環資源を原材料に用い、県内で製造された再生品で、この制度に基づいて、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認められた製品をいう。

空間放射線量率

対象とする空間の単位時間当たりの放射線量をい

う。サーベイメータやモニタリングポストによって測定される。単位はナノグレイ毎時 (Gy/h) またはマイクロシーベルト毎時 (μ /h)。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

建設技術フェア

産・学・官の建設技術に関する交流の場で、技術開発や新技術の導入を図ることなどを目的に開催される。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、紫外線により光化学反応を起こして二次的に生成される酸化性物質で、光化学スモッグの原因物質となる。

光化学スモッグ

気象条件によって光化学オキシダントの濃度が高くなり、大気が白く、もやがかかったような状態をいう。目や喉、皮膚などに刺激症状を引き起こすなど、人の健康に影響を及ぼすことがある。

公共用水域

河川、湖沼その他の公共の用に供される水域及びこれに接続するかんがい水路など公共の用に供される水路をいう。

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)

温室効果ガス排出削減等の国際的枠組みを協議する機関。平成 27 年 (2015) 年にパリにおいて、第 21 回目の会議を開催し、条約加盟の全 196 の国・地域が温室効果ガスの削減に取り組むなどの「パリ協定」が採択された。COP とは「Conference of the Parties」の略。

個体数調整捕獲

地域の個体群の長期的に安定的に維持していくために第二種特定鳥獣管理計画に基づいて鳥獣の捕獲等を行うこと。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱など、エネルギー源として地球の自然環境のなかで繰り返し永続的に利用することができるものと認められるエネルギー。

再生可能エネルギー固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電された電気を電気会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度。平成 24 (2012) 年 7 月から開始。

里川

森林管理や水防施設、清掃管理など人が適正に関与することにより生活領域の中を流れつつ、生活水源・漁場・農業用水等の経済的価値、及びレジャー・景観・歴史・文化等の精神的な価値を有し、かつ、生物多様性を保持している河川。

里川システム (長良川の里川システム)

鮎を中心とした内水面漁業が盛んな長良川は、流域の方々の日々の暮らしや水質保全活動により清らかな流れが保たれ、その清流により鮎が育ち、地域の人々が鮎からの恩恵を享受している。こうした人の生活・水環境・漁業資源が連環しているシステムをいう。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。

産業廃棄物

工場、事業場における事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、製紙業等から出る紙くず、木製品製造業等から出る木くず、ゴムくず、金属くず、がれき類、畜産業に係る動物の糞尿等をいう。

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないよう適正に処理する責務がある。

シアン

シアン化水素やシアン化ナトリウムなどの無機シアン化合物で、メッキ工場などで使用されてい

る。強い毒性があり、高濃度のシアン化合物を取り込んだ場合は短時間で死に至ることがある。また、低濃度のシアン化合物を取り込み続けると、頭痛やめまいなどを起こすとの報告がある。

自然公園

国内の優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るために、「自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）」第 5 条及び「岐阜県立自然公園条例（昭和 39 年条例第 45 号）」第 4 条に基づき指定する区域をいう。自然公園には、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の 3 種類がある。

指定管理鳥獣

希少な鳥獣以外の鳥獣で、集中的かつ広域的に管理を図る必要があると環境大臣が定めたもの。岐阜県においてはイノシシとニホンジカが該当する。

循環型社会

廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

循環資源

「循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）」で定義されたものであり、廃棄物等（無価値物である廃棄物及び使用済み製品等や副産物等）のうち有用なものをいう。

小水力発電

比較的小さな水力発電の総称であり、中小河川や農業用水路などの高低差を利用した水力発電をいう。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成 9 年法律第 37 号）」では、1,000kW 以下の水力発電としている。

水源かん養（機能）・水源林

洪水を緩和する、流量を安定するなど、森林のもつ水資源を保全する働き。水源かん養機能を保有する森林を水源林という。

水質汚濁防止法

国民の健康を保護し、生活環境を保全するため、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的として、工場及び事業場から公共用水域に排出

される水及び水の地下への浸透を規制するとともに、工場及び事業場等から排出された汚水等によって人の健康に被害が生じた場合の事業者の損害賠償責任について定めた法律。

水質環境基準の類型指定

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目と生活環境の保全に関する項目がある。前者は県内の全ての水域について同じ基準であるが、後者は水域の利用目的に応じて、A A から E の 6 段階に類型化された基準のいずれかを当てはめて指定することとなっている。

3 R（スリーアール）

リデュース（Reduce、発生抑制）、リユース（Reuse、再使用）、リサイクル（Recycle、再資源化）の 3 R（頭文字）により、循環型社会形成を進めようという考え方。

生活環境の保全に関する環境基準

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する項目について定めた環境基準のこと。対象項目は、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）や大腸菌群数など、河川については 5 項目が定められている。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれをとりまく環境（水、大気、光など）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示す概念。生態系には、広大な森林から小さな池まで様々な大きさのものがあり、時として地球全体を一つの生態系と見ることもある。

生物多様性ぎふ戦略

生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条に基づく「生物多様性地域戦略」として、県内の生物多様性保全のための規範とし、各種施策を総合的・計画的に推進することを目的に、平成 23 年 7 月に策定された戦略。

清流調査隊

地域住民により編成される組織で、地域の河川調査等を行い、生活排水による河川水質の汚濁を軽減するための活動を行っている。

【た行】

第二種特定鳥獣

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣をいう（「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」第 7 条の 2）。なお、生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣は第一種特定鳥獣という（同法第 7 条）。

第二種特定鳥獣管理計画

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」第 7 条に基づき都道府県知事が定める計画で、都道府県の区域内において生息数が著しく増加している鳥獣がある場合、その鳥獣の生息状況などを勘案して、長期的な観点から、その鳥獣を管理するための計画。岐阜県ではニホンカモシカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの 4 種類の鳥獣について策定している。

多孔質な空間

多数の小さな凹凸が存在し、小動物、小生物が生息、生育できる空間。河川改修に当たっては、木工沈床（木枠に石を詰めたもの）等を活用し、多孔質な空間を再生している。

棚田

山や丘などの斜面に階段状につくられた田。気温上昇を抑えたり、地すべりや下流域への洪水を防いだりする機能も併せ持つ。

多面的機能

農業・農村や森林が有する機能で生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の伝承などがあり、人間の生活に深く関わっている。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスが、産業革命以降人類の活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、濃度が急激に増加したことが原因と考えられている。

地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策推進法（平成 10 年法律第 117

号）」に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動を知事の委嘱を受けて行う者をいう。

地方政府による地球規模での気候リーダーシップ覚書（Under2 MOU）

地球の平均気温の上昇を 2℃に抑えるために、各国の地方政府が協働で温暖化ガスの削減を行い、世界的な気候変動対策を加速させ、国家間協力のモデルを提供するために締結された覚書。岐阜県は日本の自治体としては初めての参加。参加者はそれぞれ温暖化防止対策の取り組みを掲げ、課題や対策の共有を行う（平成 27（2015）年 9 月現在で 9 か国 21 機関が参加）。

中間処理

一般的に廃棄物の最終処分に至るまでに行われる様々な無害化、安定化・減容化処理等をいう。具体的な方法としては、焼却、中和、熔融、脱水、破砕、圧縮、コンクリート固化などがある。

中部山岳国立公園

新潟、富山、長野、岐阜の 4 県にまたがる山岳公園。穂高、立山、後立山連峰など標高 3,000m 級の山々で構成されており、高山特有の生物が生息している。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」第 28 条に基づき野生鳥獣の保護を図ることを目的に、その捕獲を禁止する区域として指定されるもの。この区域において、特に鳥獣の保護又は生息地の保護を図る必要があるところとして「特別保護地区」に指定されると、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為が制限される。

特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）」第 2 条に規定される生物であり、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されるが、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども対象に含

まれる。なお、外来生物法では、特定外来生物の飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入等が原則として禁止されているほか、国、地方公共団体等により防除を行うこととなっている。

【な行】

二酸化硫黄（SO₂）

無色、刺激性の強いガスで、匂いを感じ、1～10ppm 程度で、目に刺激を与え、粘膜質、特に気道に対する刺激作用がある。

二酸化窒素（NO₂）

赤褐色の刺激性の気体であり、水に溶解しにくいので、肺深部に達し肺水腫等の原因となる場合がある。

燃料電池

水素と大気中の酸素を化学的に反応させることによって直接電気を発生させる装置。一酸化炭素などの有害なガスを排出せず、環境特性に優れるクリーンな発電装置。

【は行】

バイオマスエネルギー

化石資源を除く、動植物に由来する有機物で、エネルギー源として利用可能なものをいう。

廃棄物処理施設

廃棄物処理施設には、産業廃棄物を処理する施設と一般廃棄物を処理する施設がある。

産業廃棄物処理施設は、産業廃棄物の中間処理（無害化・減量化など）や、埋め立て処分を行う施設で、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理施設を設置する場合は、都道府県知事等の許可が必要となる。

一般廃棄物処理施設には、一般廃棄物を処理する施設のうち、一定規模以上の焼却処理施設、選別施設、たい肥化施設、破碎施設、し尿処理施設、最終処分場などがある。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物による汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物が一定時間（5日間）、一定温度（20度）の下で、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊している粒径 2.5μm（1μm は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子状物質。粒子が非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響のほか、循環器系への影響などが懸念されている。

人の健康の保護に関する環境基準

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する項目について定めた環境基準のこと。対象項目は、カドミウムなどの重金属類、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物等が定められている。

浮遊粒子状物質（SPM）

自重で落下せず、大気中で浮遊する物質をいう。このうち粒径が 10 μm 以下のものについては、そのほとんどが気道または肺胞に沈着し、人の健康に影響を及ぼすことがある。

分別収集

ごみを処理するには、ごみの種類ごとに分類されていると処理しやすく、また、資源化、再利用のためにも有効である。このため、通常一般家庭からごみを排出する際に、可燃物、不燃物、粗大ごみなどに分類する分別収集方式がとられている。

平成 9（1997）年から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）」に基づく市町村の分別収集が実施されている。

保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。指定を受けた森林は、木を伐ることが制限されたり、木を植えることが義務づけられるなどの規制を受ける。

放射線・放射性物質

ウランなどから放出される高速で飛ぶ粒子や高いエネルギーをもった電磁波などを放射線という。放射線を放出する物質を放射性物質という。

包蔵水力

水資源のうち、技術的・経済的に利用可能な水

力エネルギー量をいう。河川の平均流量と落差の積によって決定される。

【ま行】

木育

森や木とふれあう体験を通じて、人と自然とのつながりについて考える機会を提供する活動。

岐阜県では、岐阜が誇る木と共生する文化を将来へつないでいくため、豊かな自然を背景とした「森と木からの学び」として「ぎふ木育」を推進している。

緑と水の子ども会議

地域の自然の保全に関する環境教育の実施や、自然に親しむ体験活動など小中学校、高等学校、特別支援学校の活動に対して県が支援する事業。

猛暑日

最高気温が 35℃以上の日をいう。最高気温が 30℃以上の日は真夏日という。

【や行】

有害鳥獣捕獲

農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲や鳥類の卵採取等を行うことをいう。

【ら行】

落葉広葉樹林

冬に落葉する広葉樹が優占する森林。夏には葉が繁るので夏緑林ともいう。ブナ類、ナラ類、カンバ類、ハンノキ類、カエデ類、シデ類などが多い。

レッドデータブック

絶滅の危機に瀕している野生動植物の名前、形態の特徴、分布状況、減少要因などを掲載し、その危機の現状を伝え、個体の生息地などの保護・保全活動に結びつける目的で作成された報告書。

第5次岐阜県環境基本計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

岐阜県 環境生活部 環境生活政策課
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
電話：058-272-1111 (代表)

